

平成29年第1回定例会 五ヶ瀬町議会会議録

開 会 平成29年 2月27日
閉 会 平成29年 3月17日

五 ヶ 瀬 町 議 会

1 目 目

平成29年第1回五ヶ瀬町議会定例会会議録

(初 日)

平成29年 2月27日

○ 会議に付した事件

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期の決定について
- 日程第 3. 諸般の報告
- 日程第 4. 行政報告
- 日程第 5. 議案第1号
西臼杵郡公平委員会委員の選任同意について
- 日程第 6. 議案第2号
固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第 7. 議案第3号
五ヶ瀬町ふれあい施設設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 8. 議案第4号
五ヶ瀬町監査委員条例の一部改正について
- 日程第 9. 議案第5号
五ヶ瀬町情報公開条例の一部改正について
- 日程第10. 議案第6号
五ヶ瀬町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第11. 議案第7号
五ヶ瀬町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
について
- 日程第12. 議案第8号
五ヶ瀬町暴力団排除条例の一部改正について
- 日程第13. 議案第9号
五ヶ瀬町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第14. 議案第10号
五ヶ瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第15. 議案第11号
五ヶ瀬町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第16. 議案第12号
財産の交換、譲与及び貸付等に関する条例の一部改正について
- 日程第17. 議案第13号
公の施設に関する条例の一部改正について
- 日程第18. 議案第14号

- 五ヶ瀬町税条例等の一部改正について
日程第 19. 議案第 15 号
五ヶ瀬町介護保険条例の一部改正について
日程第 20. 議案第 16 号
五ヶ瀬町町営住宅管理条例の一部改正について
日程第 21. 議案第 17 号
五ヶ瀬町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について
日程第 22. 議案第 18 号
五ヶ瀬町火災予防条例の廃止について
日程第 23. 議案第 19 号
平成 28 年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第 5 号）について
日程第 24. 議案第 20 号
平成 28 年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
日程第 25. 議案第 21 号
平成 28 年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
日程第 26. 議案第 22 号
平成 28 年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 4 号）について
日程第 27. 議案第 23 号
平成 28 年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
日程第 28. 議案第 24 号
平成 29 年度五ヶ瀬町一般会計予算について
日程第 29. 議案第 25 号
平成 29 年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計予算について
日程第 30. 議案第 26 号
平成 29 年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計予算について
日程第 31. 議案第 27 号
平成 29 年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計予算について
日程第 32. 議案第 28 号
平成 29 年度五ヶ瀬町介護保険特別会計予算について
日程第 33. 議案第 29 号
平成 29 年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 34. 議案第 30 号
町道の認定及び廃止について

○ 出席議員（9名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番 甲斐 政國 議員 | 2 番 佐藤 成志 議員 |
| 3 番 綾 健一 議員 | 4 番 秋本 良一 議員 |
| 5 番 秋岡 正章 議員 | 6 番 白瀧 徹哉 議員 |
| 7 番 甲斐 松男 議員 | 8 番 甲斐 啓裕 議員 |
| 9 番 小笠まゆみ 議員 | |

○ 欠席議員（なし）

- 地方自治法第121条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長	原田 俊平
教 育 長	島寄善真理
監 査 委 員	菊池 孝男

- 町長の委任を受けて説明のために出席したものは、次のとおりである。

副 町 長	宮崎 信雄	農 林 課 長	田原 昭生
総 務 課 長	小迫 幸弘	建 設 課 長	飯干 喜信
企 画 課 長	岡田 昭治	会 計 室 長	齊家 晃
町 民 課 長	垣内 広好	教 育 次 長	武内 秀元
福 祉 課 長	戸高 勝洋	病 院 事 務 長	廣本 憲史

- 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	奥村 和平
--------	-------

午前9時57分開会

○事務局長（奥村 和平君） 御起立ください。一同礼。御着席ください。

○議長（小笠まゆみ君） ただいまから平成29年第1回五ヶ瀬町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（小笠まゆみ君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番、甲斐政國議員、2番、佐藤成志議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（小笠まゆみ君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの19日間にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小笠まゆみ君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月17日までの19日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（小笠まゆみ君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議会活動報告を行います。

諸般の報告、行政視察について。昨年12月14日に全ての議員参加により実施しました鳥取県日南町の行政視察について簡単に御報告させていただきます。

日南町は、中国山地の中央、島根県、岡山県、広島県に隣接し、面積は本町の約2倍の340.96平方キロメートルで、9割を森林が占め、主な産業は農業、人口は平成28年11月末時点で、4,948人の典型的な中山間地域であります。

創造的過疎をまちづくりのテーマに、まち・ひと・しごと創生を施策の柱としたさまざまな取り組みに挑戦をされています。

今回は、農林業研修制度、空き校舎の利活用、議会改革の取り組み、地域自治組織の4つの施策について調査しました。

まず、農林業研修制度については、全国に先駆けて平成21年から実施し、全国から研修生を募集、期間は最長2年、財源は地域おこし協力隊制度による特別交付税を活用しています。農業、

林業、それぞれに3名程度受け入れ、地元協力農家や林家で研修を実施しています。これまでの実績は、研修生47名中、日南町での就農就職者29名、定住率61.7%となっています。

次に、空き校舎の利活用では、平成21年に町内の小学校8校を1校に統合し、空き校舎については、地元を活用案を検討してもらおうよう投げかけた経緯がありますが、進まずに、行政側から活用案を提示して、空き教室を事業所へ賃貸するサテライトオフィスとして、現在7事業所と1団体が入居中です。最終的に活用方法が決定するまでに5年程度を費やしたとのこと。

次に、議会改革の推進では、平成15年に全議員へパソコンを貸与、平成16年から本会議のケーブルテレビ中継開始、平成17年から電子メールによる公文書送受信、平成20年から各委員会などの原則公開と議会ホームページでの情報公開、平成25年に議会基本条例制定、平成26年にタブレットパソコン導入による定例会のペーパーレス化と着実に改革の歩みを進めています。

最後に、地域自治組織については、高齢化率が40%を超え、自治会機能の低下や生活スタイルの変化による課題が増加したことを背景に、平成17年から18年にかけて、従来の自治公民館組織の上位に7つのまちづくり協議会を設置し、行政の支援としては、1協議会当たり平均280万円の一括交付金、4名の地域担当職員制度、1名の集落支援員配置を行い、それぞれの地域が特色ある活動を行っているようです。

今回の視察では、議会と執行部が一体となって、町政の課題解決に取り組み、そのことが特に目立った観光地のない町に、年間約30団体、300人を越える視察を受け入れることで、地域経済へ貢献している視察ビジネスの状況を確認できました。

さらに、この視察を経て、本町議会内で研究を進めている議会基本条例、空き家対策、有害鳥獣被害対策、行政区と自治会のあり方の検討において、大いに参考となりました。

以上簡単ですが、行政視察の報告といたします。

次に、例月現金出納検査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書の写しのおりであります。

次に、平成28年12月16日付、受理番号第18号、宮崎県森林・林業活性化議員連盟連絡会議会長、緒嶋雅晃氏から提出がありました、森林吸収源対策の財源確保については、お手元に配付しております写しのおりです。

本件については、総務農林常任委員会に送付いたします。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告

○議長（小笠まゆみ君） 次に、日程第4、行政報告を行います。

町長より報告をお願いします。町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。

行政報告。五ヶ瀬町公共施設等総合管理計画について、行政報告をさせていただきます。

本公共施設等総合計画は、総務省の公共施設等の総合的な管理を推進するための計画の策定要請に基づき作成したものです。

公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析を行うとともに、これらを踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めることを目的としています。

本計画策定においては、平成26年度から本町の資産を洗い出す目的で、資産台帳等整備作業部会を立ち上げ、各課管理の資産整備を実施してきたところです。

また、平成27年4月に公共施設等総合管理計画策定業務に加え、地方公会計の整備促進として、統一的な財務諸表作成に伴う固定資産台帳整備業務について、プロポーザルを実施し委託業者の選定・発注を行い、平成28年度に五ヶ瀬町公共施設等総合管理計画策定委員会を設置し、計画内容の精査及び今後の施設等の方針を検討してまいりました。

本計画は本町の基本構想に位置づけられた行財政改革の重要な柱の一つとなっており、計画期間についても公共施設等の計画的な管理運営の推進のため、中長期的な視点が不可欠であり、平成29年度から平成68年度までの40年間としています。

本計画の内容について、第1章では策定趣旨を明記し、第2章で本町の概要として将来人口の推計等、第3章では本町が所有する建物、インフラ系施設の現状及び今後40年間における改修・更新費用の見込みを試算しております。第4章には、今後発生する改修・更新費用を賄うことが困難であるため、公共施設等の縮減目標を掲げております。

第5章及び第6章は、現在構成中でありまして、今回配付はしておりませんが、施設類型ごとの管理に関する基本方針等を明記する予定であります。

本計画の策定により、施設老朽化に伴う更新費用額の増大、人口減少に伴う歳入の減少、公共施設等の更新時期が集中することによる財源不足など、公共施設等にかかわる課題が明らかとなりました。これらの状況に対応するためには、一つ一つの施設を長く大切に使う必要があり、計画的な予防保全の実施による長寿命化を図るとともに、機能が重複している施設等の最適化を実施し、将来負担の縮減を進めていく方針としております。

今後、本計画の方針をもとに、本町の公共施設マネジメントが計画的かつ円滑に推進されるよう、本計画は随時見直しを行い、実効性を確保したいと考えております。

なお、構成中の第5章及び第6章を含めた、詳しい内容は全員協議会において、担当課長より御説明申し上げます。

以上で行政報告を終わります。本計画の推進について、御理解と御協力をよろしくお願ひします。

○議長（小笠まゆみ君） これで行政報告は終わりました。

日程第5. 議案第1号

○議長（小笠まゆみ君） 次に、日程第5、議案第1号西臼杵郡公平委員会委員の選任同意についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。

議案第1号西臼杵郡公平委員会委員の選任同意について提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、西臼杵郡公平委員会規約により、郡内3町及び西臼杵広域行政事務組合の議会の同意を得て、正式に選任することになっております。

このたび、西臼杵郡公平委員会の委員3名のうち、高千穂町から選任されております須藤美津子氏が、来る4月25日に任期満了することに伴い、引き続き同氏に就任をお願いすることで、御本人の内諾をいただいております。

任期につきましては、平成29年4月26日から平成33年4月25日までの4年間となっております。

須藤美津子氏の経歴等につきましては、添付資料のとおり、人物的にも、公平委員として適任と思っておりますので、御同意をいただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小笠まゆみ君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小笠まゆみ君） ありませんか。質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

討論は省略し、これより起立によって採決します。

議案第1号西臼杵郡公平委員会委員の選任同意については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（小笠まゆみ君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第6. 議案第2号

○議長（小笠まゆみ君） 次に、日程第6、議案第2号固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。

議案第2号固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の選任につきましては、固定資産評価審査委員会委員の任期満了によります選任であります。

大字鞍岡、岩野秀子氏を再任いたしたく地方税法第423条第3項の規定により提案するものであります。

なお、任期につきましては、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間となっております。

岩野氏の略歴につきましては、別紙のとおりでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（小笠まゆみ君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小笠まゆみ君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

討論は省略し、これより起立によって採決します。

議案第2号固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小笠まゆみ君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第7. 議案第3号

○議長（小笠まゆみ君） 次に、日程第7、議案第3号五ヶ瀬町ふれあい施設設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。

議案第3号五ヶ瀬町ふれあい施設設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

この条例は、旧宮崎県北部信用組合、現熊本県信用組合の元五ヶ瀬支店建物を改修し、町民ふれあい施設として設置するに当たり、必要な事項を定めるものであります。

町民が年齢、性別、障害の有無にかかわらず、住みなれた地域で尊厳をもって、健康で活動的に暮らしていくことができるように、まちづくりを計画、実践し、住民福祉の向上に資するため、施設の目的、事業等を定めるものであります。

なお、運営に関して必要な事項は別に定めるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（小笠まゆみ君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの件については、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小笠まゆみ君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

日程第 8. 議案第 4 号

日程第 9. 議案第 5 号

日程第 10. 議案第 6 号

日程第 11. 議案第 7 号

日程第 12. 議案第 8 号

日程第 13. 議案第 9 号

日程第 14. 議案第 10 号

日程第 15. 議案第 11 号

日程第 16. 議案第 12 号

日程第 17. 議案第 13 号

日程第 18. 議案第 14 号

日程第 19. 議案第 15 号

日程第 20. 議案第 16 号

日程第 21. 議案第 17 号

○議長（小笠まゆみ君） 次に、お諮りします。日程第 8、議案第 4 号五ヶ瀬町監査委員条例の一部改正についてから日程第 21、議案第 17 号五ヶ瀬町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正についてまでの 14 件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小笠まゆみ君） 異議なしと認めます。したがって、日程第8、議案第4号から日程第21、議案第17号までの14件は、これを一括議題とします。

本14件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。

議案第4号五ヶ瀬町監査委員条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、昭和42年8月に制定以降、定期監査を毎年9月、現金出納検査を毎月15日に実施することとしておりました。

しかしながら、定期監査においては、平成12年議会から決算審査を9月定例会の会期中に実施することとなって以降、毎年10月、もしくは11月に実施しております。

現金出納検査においても、毎月20日以降に実施することが常であります。

このようなことから、条例に規定されております定期監査と現金出納検査の実施時期を実情に沿ったものにするために所要の改正を行うものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第5号五ヶ瀬町情報公開条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平成28年5月に行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律が公布され、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、記述等の新たな定義規定が追加されたことから、本条例を整備するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第6号五ヶ瀬町個人情報保護条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、議案第5号同様、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律が改正され、民間部門の個人情報保護制度としてパーソナルデータの利活用を推進する匿名加工情報の仕組みが設けられ、公的部門においても、個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の取り扱いについても規定されたことに伴い、本条例を整備するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第7号五ヶ瀬町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、個人情報保護法の改正で、民間部門のパーソナルデータの利活用を推進するため、匿名加工情報の仕組みが定められる一方、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、個人番号の利用範囲の拡大等の改正がなされ、平成29年5月30日から施行されることに伴い、本条例の引用条項を整備するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第 8 号五ヶ瀬町暴力団排除条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、暴力団排除のため、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、町民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展を目的として、平成 23 年 10 月 1 日に施行されたものであります。

今回の改正では、本条例で定める暴力団等が町及び教育委員会等で管理する公の施設を利用することにより、暴力団等に対する利益の供与とならないよう、本条例第 7 条に暴力団等による施設の利用における制限を明記するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第 9 号五ヶ瀬町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、児童福祉法の改正により、同法に養子縁組里親が定義され、平成 29 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、引用条項の整備を行うことに加え、平成 28 年度人事院勧告に基づき、12 月以降に改正された国の人事院規則との整合性を図るために本条例を改正をするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第 10 号五ヶ瀬町職員の育児休業に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平成 28 年度人事院勧告に基づき、国に準じて、育児休業の対象となる子の範囲を特別養子縁組等の子まで拡大されることに伴い、所定の改正を行うものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第 11 号五ヶ瀬町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平成 29 年度から 30 年度までの 2 年間、公益財団法人宮崎県市町村振興協会に職員を派遣することに伴い、派遣できる団体として同法人を第 2 条に追加するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第 12 号財産の交換、譲与及び貸与等に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、議案第 8 号同様、町が管理する財産の交換、譲与及び貸し付け等について、暴力団員等に対する利益の供与とならないよう、本条例第 8 条に暴力団員等への貸し付け等の禁止を明記するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第 13 号公の施設に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、本年度、熊本県信用組合より買収した土地及び建物について、住民福祉の向上に資するための施設として設置された、五ヶ瀬町ふれあい施設を本条例別表第1に加えるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第14号五ヶ瀬町税条例等の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、国の税制抜本改革法の改正に伴う地方税法等の改正によるもので、消費税率10%への引き上げ時期を、平成31年10月1日に変更することにより、法人住民税の法人税割税率の引き下げ時期を同年10月1日に変更すること等が主なものとなっております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第15号五ヶ瀬町介護保険条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年度から29年度までの介護保険料については、五ヶ瀬町介護保険条例第4条第1項に掲げており、低所得者に対する軽減措置を同条第2項にて定めております。

今回の改正は、第2項の軽減措置を29年度も27、28年度同様の額で定めるものです。

平成29年4月には消費税率が10%に引き上げられる予定であり、その財源により平成29年度からは、市町村民非課税世帯への介護保険料の軽減が拡充予定となっておりますが、消費税率改定が延期になったことにより、29年度から軽減税率がなくなり、27、28年度と同様の軽減で実施することとなったものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第16号五ヶ瀬町町営住宅管理条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律で定める暴力団員等について、町営住宅への入居を規制するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第17号五ヶ瀬町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律で定める暴力団員等について、特定公共賃貸住宅への入居を規制するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（小笠まゆみ君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの14件については、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小笠まゆみ君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

日程第22. 議案第18号

○議長（小笠まゆみ君） 次に、日程第22、議案第18号五ヶ瀬町火災予防条例の廃止についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。

議案第18号五ヶ瀬町火災予防条例の廃止について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平成27年4月から西臼杵広域消防本部が設立したことに伴い、これまで本町で制定していた火災予防に関する例規について、西臼杵広域行政事務組合条例で制定されていることから、本条例を廃止するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長（小笠まゆみ君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの件については、本日は、提案理由の説明までにとどめたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小笠まゆみ君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

日程第23. 議案第19号

日程第24. 議案第20号

日程第25. 議案第21号

日程第26. 議案第22号

日程第27. 議案第23号

○議長（小笠まゆみ君） 次に、お諮りします。日程第23、議案第19号平成28年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第5号）についてから日程第27、議案第23号平成28年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてまでの5件は、これを一括議題としたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小笠まゆみ君） 異議なしと認めます。したがって、日程第23、議案第19号から日程第27、議案第23号までの5件は、これを一括議題とします。

本5件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。

議案第19号平成28年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、年度末を控えた、各事務事業がほぼ確定しつつあることによる予算の調整及び国の補正に伴うものが主なものです。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ2億9,450万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億6,800万円とするものです。

それでは、1ページ、第1表、歳入歳出予算補正の歳入の主なものについて、御説明いたします。

国庫支出金は、災害復旧費国庫負担金の減額です。

県支出金は、農林水産業費県補助金等の減により、減額となります。

繰入金金の減額は、簡易水道特別会計繰入金、財政調整基金からの繰入金が減額となりました。

町債では、農林水産業債、教育債、災害復旧債を減額します。

次に、2ページ、歳出の主なものについて説明いたします。

総務費は、一般管理費、地域振興費等の減により、減額となるものです。

民生費では、社会福祉費、児童福祉費が増額となります。

農林水産業費では、事業量等の確定により減額となります。

教育費は、学校管理費、施設管理費の減による減額です。

災害復旧費の減は、各種事業等の確定に伴うものです。

公債費は、事業費調整を行いました。

次に、4ページの第2表、繰越明許費をごらんください。

これは、国の補正予算事業に伴う交付金事業、社会資本総合整備交付金事業、及び災害復旧費等のうち、平成28年度内に事業の完了が見込めないものにつきまして、平成29年度に繰り越す予定の事業明細であります。

次に、5ページの第3表、地方債補正をごらんください。

それぞれの事業費に対応した地方債借入れ予定額を調整したものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第20号平成28年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,370万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,597万6,000円とするものです。

まず、1ページの歳入については、簡易水道債を減額するものです。

次に、2ページの歳出ですが、委託料、工事請負費、一般会計への繰出金を減額するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第21号平成28年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ310万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億9,084万3,000円とするものです。

予算書1ページの歳入について御説明いたします。

国庫支出金は、国民健康保険病院会計への繰出金の減に伴う特別調整交付金の減額となっております。

前期高齢者交付金は、社会保険診療報酬支払い基金からの交付決定による増額であります。

繰入金は、保険基盤安定負担金の減額であります。

次に、2ページの歳出について御説明いたします。

総務費は、消耗品費にかかわる増額です。

保険給付費は、一般被保険者の療養給付費についての増額となっております。

共同事業拠出金は、拠出金の確定に伴う高額医療費拠出金の増額となっております。

諸支出金は、平成23年度宮崎県高額医療費共同事業拠出金の実績報告に伴う返納金及び直営診療施設勘定繰出金の減額であります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第22号平成28年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出の減額、並びに資本的収入及び支出の減額を行うものです。

1ページ、予算第3条に定めました収益的収入の病院事業収益の医業収益を1,442万6,000円減額し、医業収益の総額を4億8,162万5,000円とし、医業外収益の町負担金を1,000万円増額し、国保勘定繰入金を2万8,000円減額し、医業外収益の総額を1億1,772万8,000円とするものです。

支出は、2ページ、病院事業費用の医業費用のうち、給与費を245万4,000円減額、材料費を250万円減額、経費を100万円増額、研究研修費を50万円減額し、医業費用の総額を5億8,821万6,000円とするものです。

3ページ、予算第4条に定めました資本的収入は、9万8,000円減額し、124万3,000円とするもので、内訳は、国保事業勘定繰入金の減額です。

4ページ、資本的支出は108万円減額し、5,382万7,000円とするもので、内訳は建

設改良費の減額です。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第23号平成28年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の御説明申し上げます。

このたびの補正は、保険給付費及び地域支援事業費の減額が主なものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,409万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億743万7,000円とするものです。

1ページの歳入から御説明いたします。

保険料は、介護保険料の見込み額に応じ、増額しております。

国庫支出金は、調整交付金の減額が主なものです。

支払い基金交付金についても、介護給付費にかかわる交付金の減額であります。

県支出金についても、介護給付費にかかわる交付金の減額が主なものであります。

繰入金は、介護給付費及び地域支援事業費についての一般会計繰入金の減額が主なものです。

次に、2ページの歳出について御説明いたします。

総務費は、事務費の増額です。

保険給付費については、不用額の減額が主なものです。

地域支援事業費についても、不用額についての減額が主なものです。

基金積立金については、介護保険料の余剰金として見込まれる額について計上しております。

諸支出金については、サービス事業費にかかわる介護サービス事業勘定への繰出金の減額です。

次に、介護サービス事業勘定について御説明いたします。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ57万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ218万1,000円とするものです。

11ページの歳入から御説明いたします。

繰入金は、保険事業勘定からの繰入金を減額しております。

次に、12ページの歳出について御説明いたします。

サービス事業費について、委託費用の不用額の減額が主なものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（小笠まゆみ君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの5件については、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小笠まゆみ君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめ

ることに決定しました。

日程第28. 議案第24号

日程第29. 議案第25号

日程第30. 議案第26号

日程第31. 議案第27号

日程第32. 議案第28号

日程第33. 議案第29号

○議長（小笠まゆみ君） 次にお諮りします。日程第28、議案第24号平成29年度五ヶ瀬町一般会計予算についてから日程第33、議案第29号平成29年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計予算についてまでの6件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小笠まゆみ君） 異議なしと認めます。したがって、日程第28、議案第24号から日程第33、議案第29号までの6件は、これを一括議題とします。

本6件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。

議案第24号平成29年度五ヶ瀬町一般会計予算について、提案理由の御説明を申し上げます。

国の平成29年度予算編成の基本的方針は、名目GDP600兆円の経済の実現と財政健全化目標達成を目指すこととし、一億総活躍社会の実現に向け、アベノミクス新三本の矢に沿った施策を推進することを示すとともに、経済・財政再生計画及び経済・財政再生計画改定工程表に沿って、これまでの歳出改革の取り組みを強化していくこととしております。

また、平成29年度の地方財政対策においては、地方が一億総活躍社会の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、平成28年度を0.4兆円上回る額を確保することを基本として地方財政対策を講じることとしました。

このような状況のもとで、本町でも昨年末より、平成29年度の予算編成作業を進めてまいりました。

その結果、歳入歳出の予算総額をそれぞれ36億400万円、前年比2.88%の増となりました。

まず、歳入について、町税は町民税、固定資産税、軽自動車税の増等により、4.26%増の2億7,179万6,000円を計上し、地方交付税は昨年同額の18億円を計上しました。

国庫支出金は、災害復旧費等の増により、17.41%増、2億9,986万3,000円を計

上し、県支出金についても災害復旧費等の増により、10.09%増の4億3,813万7,000円を計上しました。

財産収入は、坂本地区多目的施設の貸し付け収入減を見込み、4.04%減の2,729万4,000円を計上し、寄附金は本年度より、ふるさと応援寄附金を1,500万1,000円計上しました。

繰入金は、財政調整基金を昨年度より1,000万円減額し、1億6,000万円計上し、五ヶ瀬町応援基金繰入金を1,020万円計上し、前年度比6.7%減となりました。

諸収入は、雑入コミュニティー助成事業の増により、11.78%増の7,428万4,000円を計上しました。

町債は、臨時財政対策債を減額しましたが、昨年とほぼ同額の3億3,730万円を計上しました。

次に、歳出性質別予算について、人件費は0.13%減の7億9,620万8,000円となり、物件費は委託料等の増により、6.92%増の5億6,259万円を計上しました。

扶助費は0.42%減、2億1,996万1,000円、補助費等は7.56%増、3億5,187万5,000円、単独事業はスキー場関連予算の中に据え置いたものがありまして、11.43%減、3億388万4,000円を計上しました。

災害復旧費は、過年度災害対応があり、7,555万6,000円を計上しました。

繰出金は、特別会計等の繰り出しが主で、9.96%増、2億356万7,000円を計上しました。

公債費は、1.67%減、3億4,856万3,000円を計上しました。

次に、歳出目的別に款ごとに説明いたします。

4ページから順次説明いたします。8ページをごらんください。

総務費では、光ケーブル敷設事業に取り組み、今年度全町で高速通信が利用可能となります。また、昨年度から設置した地域おこし協力隊を1名追加募集いたします。さらに地方創生事業も引き続き取り組んでまいります。予算額は1,229万4,000円、1.97%の増額です。

民生費は、各種福祉・給付事業所定の予算措置をとったところですが、地域福祉支援システムの改修も行い、避難行動要支援者対策を強化します。介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計繰出金の増で、1,084万1,000円、1.49%の増額となりました。

衛生費では、引き続き町民の健康維持増進の取り組みを強化するため予算化をし、S字結腸内視鏡検査を新規に追加し、予算額を663万7,000円、2.51%の増額です。

農林水産業費は、各生産組合等の支援のための事業、有害鳥獣対策関係事業等を予算化しました。基盤整備事業も引き続き取り組んでまいります。

また、健全な森林育成のための事業、林道整備管理事業を行います。予算額は農地費の事業減に伴い、2,180万6,000円、3.62%の減額です。

商工費は、商工業者への支援としての融資制度への補助、観光協会育成等の補助事業を行います。森林公園事業費は一部予算化を保留しており2,156万2,000円、14.13%の減額です。

土木費は、道路新設改良単独事業及び社会資本整備総合交付金事業による町道・橋梁新設改良事業を進めてまいります。崖地近接等危険住宅移転事業補助金、土砂災害ハザードマップ作成委託料の増で、1,214万8,000円、4.14%の増額です。

消防費は、防火水槽の新設予算と地域防災計画の見直しのための予算を計上しました。予算額は1,595万5,000円、14.14%の増額です。

教育費では、前年度に引き続き町負担教職員を配置し、小学校の複式学級解消に努めます。坂本小学校施設の改修費につきましても、事業費を計上いたしました。子供たちの海外派遣事業も予算化しており、900万6,000円、2.96%の増額です。

災害復旧費は、過年度発生林業施設及び道路橋梁災害復旧費等で、7,130万円と大幅に増額となりました。

公債費は、591万3,000円、1.67%の減額です。

諸支出金は、五ヶ瀬応援基金積み立て分を当初より計上し、前年度から増額となりました。

予備費は、昨年同額の500万円を計上しました。

以上、主要な概要につきましては御説明申し上げましたが、本町は、今後一層の効率的な行財政経営に努め、将来にわたって、財政運営の健全性を確保できる行財政改革を着実に実施していかなければなりません。

また、第5次総合計画の重点戦略の実現に向け、事業の選択と集中、優先順位の格付、限られた財源の重点的・効率的な配分を図る施策が求めてまいります。

このようなときだからこそ、国・県の動向をしっかりと見極めなければ、複雑かつ多様な地域・町民の要請にこたえ、適切に機能を果たすことは不可能であり、見極めることが地域の今後を決定づけ、地域力に違いが生まれるものと思われまます。

国策への追随でなく、みずからの施策により、今後もしっかりとした、まちづくりを努めてまいります。

議員各位におかれましては、これまで以上に御指導御協力を賜りますようお願い申し上げます。

予算の詳細につきましては、委員会におきまして、担当課長が御説明いたします。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（小笠まゆみ君） 町長、水を。どうぞ、どうぞ。

○町長（原田 俊平君） ちょっと失礼します。

議案第25号平成29年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計予算について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億337万3,000円とするものです。

まず、1ページの歳入につきましては、給水工事負担金、町営簡易水道の水道使用料、組合営簡易水道の水質検査手数料、一般会計繰入金、町債を計上しております。前年度に比べ、2,174万5,000円増額となっておりますが、これは工事請負費及び遠方監視システムの導入のための委託料の増額に伴い町債の借入れを増額しております。

次に、2ページの歳出につきましては、簡易水道費として、町簡易水道の維持管理に必要な電気料、修繕料、水質検査手数料、施設管理委託料等を計上しております。簡易水道費は前年度に比べ、1,899万4,000円の増額となっておりますが、これは工事請負費、遠方監視システム導入の委託料を増額したためです。

また、公債費として償還金及び利子を計上しております。

詳細につきましては、委員会において担当課長が御説明いたします。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第26号平成29年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の御説明を申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険制度の中核として重要な役割を担い、地域医療の確保と住民の健康管理、保持増進に努めております。

現在、国民健康保険制度は市町村が保険者となり事業運営を行っておりますが、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保により、制度の安定化を図るよう協議が進められています。

今後も被保険者の方々が安心して、良質で、かつ、効果的な医療を享受できるように、安定した事業運営を目指したいと思っております。

平成29年度当初予算は、歳入歳出予算総額をそれぞれ7億5,978万円とし、対前年比0.34%の減です。

1ページの第1表、歳入歳出予算の歳入から御説明いたします。

国民健康保険税は、医療給付費等の財源として確保するもので、医療費の伸びにより大きく左右される金額です。

国庫支出金については、被保険者数の減少に伴い医療費が減少傾向にあることを考慮し、療養給付費等負担金及び調整交付金の減額となっております。

療養給付費交付金は、退職被保険者の医療給付に対するの交付金であり、平成26年度で制度

が廃止されることとなったことにより、退職被保険者が減少していくことによる減額となっております。

前期高齢者交付金は、前期高齢者にかかわる医療給付及び後期高齢者支援金を考慮し、増額となっております。

県支出金においては、特別調整交付金の増額が主なものとなっております。

共同事業交付金については、高額な医療費に対する再保険制度であり、国保連合からへの交付金であります。保険財政共同安定化事業の減額となっております。

繰入金は、人件費及び交付税措置されております財政安定化支援事業、町の負担を伴う保険基盤安定負担金、並びに出産育児一時金について、一般会計からの繰り入れとなっております。

また、基金繰入金につきましては、財政調整上のため、1,000万円の基金の取り崩しを計上しております。

繰越金については、28年度決算を見込んで、その額を計上しております。

3ページの歳出について御説明いたします。

総務費は、平成30年度からの都道府県化に向けたシステム改修による増額が主なものであります。

歳出総額の約60%を占め、事業の要となっております保険給付費は、近年の医療費の推移を考慮し、一般及び退職被保険者療養給付費の増額、一般被保険者高額療養費の増額が主なものとなっております。

後期高齢者支援金は、現役世代からの支援が後期高齢者医療制度の財源の約4割を占める重要な役割を果たすものであり、各保険者の加入者数に応じて割り振られるものです。被保険者の減少を見込み減額となっております。

前期高齢者納付金は、前期高齢者の医療費を考慮し、減額となっております。

老人保健拠出金は、19年度で廃止され、20年4月以降の請求遅延分に要する経費のみが対象となっております。

介護納付金につきましては、介護給付費、地域支援事業支援納付金にかかわるもので、減額となっております。

共同事業拠出金につきましては、過去3カ年の基準拠出金をもとに算出され、保険財政共同安定化事業拠出金について、減額となっております。

被保険者の健康保持、疾病予防を積極的に取り組むべき保健事業費は、特定健康診査の受診率向上への取り組み強化を見込んでの増額計上となっております。

4ページの諸支出金は、国民健康保険病院事業会計への繰出金が主であり、施設整備事業の減額となっております。

予備費につきましては、流動的な療養給付に対応するためのものであり、保険給付費の約3%を計上しております。

詳細につきましては、委員会において、担当課長が御説明いたします。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第27号平成29年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計予算について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成28年度の診療報酬改定においては、医療・介護ともに、最もニーズが高まるものと予想される2025年の医療体制に備えた医療制度改革が重要な位置を占めており、地域包括ケアシステムの推進と医療機能の分化・強化・連携が重点課題となりました。

また、1年後の診療報酬改定時には、第7次医療計画と第7期介護保険事業計画の同時改定があり、地域包括ケアシステム対策の実施と超少子高齢化社会に対する医療体制の効率化が診療報酬に優劣をつけるものと思われまます。

このような中、当院も町立病院として、今後一層進む人口減少、超少子高齢化社会を考え、外来医療・入院医療ともに、五ヶ瀬町に求められる医療提供体制の構築を図っていくことが必要な時期になると考えております。また、近隣市町における、これからの医療のあり方についても、今後、具体的な協議の中で可能性の有無を探りたいと考えております。

医師の確保につきましては、引き続き非常に厳しく深刻な状況であり、医療機関において、その地域医療を支えていただく医師の確保は喫緊の課題となっております。

当院におきましては、現在、町民の皆様提供している診療体制を継続できるよう、また、常勤医師を補完していただく非常勤医師の招聘につきましても、宮崎大学、熊本大学、並びに宮崎県、熊本県等の関係施設・機関に引き続きお願いしてまいります。

また、宮崎・熊本両大学医学部から卒後臨床研修医、また、医学生等の研修を受け入れを積極的に行い、地域の生活に直接触れていただくことにより、地域医療を担う医師の要請に貢献していきたいと考えております。

さらに、院内研修等にも力を入れ、職員の資質向上を図り、ひいては、医療機関として全体的な質の向上に努めてまいります。

そして、地域住民から信頼され、愛される病院として、住民の命を守り、住民が安心して暮らしていけるよう病院運営に努めてまいります。

それでは、予算案につきまして御説明をいたします。

2ページ、収益的収入及び支出につきましては、収益的収入が病院事業収益5億9,469万1,000円で、内訳は、医業収益5億2,661万4,000円、医業外収益6,807万7,000円となっております。

支出は、病院事業費用が5億9,369万1,000円で、内訳は、医業費用5億8,425万2,000円、医業外費用893万8,000円、特別損失50万1,000円となっており、予備費を100万円とし、支出合計金額5億9,469万1,000円といたします。

3ページ、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入が20万4,000円、内訳は繰入金となっております。

資本的支出は、5,031万5,000円、内訳は、企業債償還金が4,970万円、建設改良費が61万4,000円、公有財産購入費が1,000円となっております。

なお、収支の不足分5,011万1,000円につきましては、当該年度の損益勘定留保資金で補填するつもりであります。

病院事業の予算案について御説明申し上げましたが、予算案の細部につきましては、委員会において、事務長が御説明申し上げます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第28号平成29年度五ヶ瀬町介護保険特別会計予算について、提案理由の御説明申し上げます。

平成29年度は第6期介護保険事業計画の最終年度であるため、第6期計画の評価とともに、第7期の事業計画策定の年でもあります。

6期は大幅に介護保険料を上げることとなりましたが、現段階では、見込んでいたほどの給付費の伸びはなく、安定した運営を行うことができております。

しかしながら、将来的な人口減少に備え、介護保険事業においては、地域包括ケアシステムの構築が重要な課題となっており、医療との連携、多職種との連携、認知症対策、生活支援のための体制整備等、当町の実態を把握した上で、幅広く事業展開をしていかなければなりません。

現状及び将来的に想定される課題に対し、住民の皆様に丁寧に御説明し、行政と地域が一体となった取り組みが進められるよう事業を実施していく計画としております。

保険事業勘定の平成29年度当初予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億9,961万8,000円とし、対前年比は、1.05%の減額となっております。

1ページの第1表、歳入歳出予算の歳入から御説明いたします。

保険料は65歳以上第1号被保険者の保険料で、3年間の事業運営を見込んで決めております。基準保険料月額は4,900円であります。

国庫支出金は、保険給付費と地域支援事業費のうち、国が負担する負担金と後期高齢者数の割合や所得の市町村格差を調整するための国からの調整交付金が主なものです。

支払い基金交付金は、医療保険者が徴収した2号被保険者の保険料を支払い基金が各保険者に配分する交付金です。

県支出金は、保険給付費及び地域支援事業のうち、県が負担する負担金及び交付金です。

繰入金は、保険給付及び地域支援事業にかかわる町の負担金、並びに人件費、事務費について一般会計繰入金にて計上しております。また、低所得者保険料軽減措置として、介護保険料の軽減分について、一般会計から繰り入れを行っております。

また、諸収入は、地域支援事業の利用者の一部負担金を計上しております。

次に、2ページの歳出について御説明いたします。

総務費は、人件費、事務費、介護認定審査会費及び計画策定にかかわる経費が主なものです。

歳出総額の約86%を占める保険給付費は、要介護者認定者及び要支援認定者にかかわる住宅サービスや施設サービス、高額療養費等の費用であります。前年度より4.34%減額しての計上となっております。

地域支援事業費は、地域包括支援センターの運営にかかわる費用、認知症総合支援事業ほか第6期の新規事業、介護予防・生活支援サービス事業等について計上しております。前年度より25.65%の増となっております。

予備費につきましては、流動的な保険給付費への対応を見込み、前年度並みの額を計上しております。

続きまして、介護サービス事業勘定について、御説明いたします。

介護サービス事業勘定の平成29年度当初予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85万円とし、対前年度比は58.68%の減額となっております。

25ページの第1表、歳入歳出予算の歳入から御説明いたします。

サービス収入は、要支援認定を受ける被保険者について、介護予防プラン作成に対する介護報酬です。対前年比は、72.73%減額となっており、これは要支援認定者サービス利用が制度改正により、一部地域支援事業の中で運営することになったことで、サービス給付費としてのプラン作成が減少したことによるものです。

繰入金は、サービス収入で不足する分を保険事業勘定から繰り入れるものです。

次に、26ページの歳出について御説明いたします。

総務費は、地域包括支援センターの事務費を計上しております。

サービス事業費は、介護予防プラン作成の一部を居宅介護支援事業所に委託する経費ですが、対前年度比は98.01%の減額となっており、原則委託をしない方針としたことによるものです。

予備費につきましては、サービス事業費の流動的な対応を見込み計上しております。

詳細につきましては、委員会におきまして、担当課長が御説明申し上げます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第29号平成29年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の御説明を申し上げます。

後期高齢者の医療を支える後期高齢者医療制度については、全国的な高齢化に伴い毎年事業費が増加の一途をたどっています。そのような中、平成29年度も医療費適正化事業や徴収対策を実施し、健全な事業運営を目指してまいります。

平成29年度当初予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ7,237万7,000円とし、対前年比は、39.23%の増額となっております。

1ページの第1表、歳入歳出予算の歳入から御説明いたします。

後期高齢者医療保険料は、対前年度比で、42.50%の増額となっております。

繰入金は、事務費及び保険基盤安定負担金として、一般会計から繰り入れるものであり、対前年度比で、40.34%の増額となっております。これは保険基盤安定負担金の増額によるものです。

諸収入の保険料還付金は、被保険者に対して行った過年度還付金に対し、宮崎県後期高齢者医療広域連合から還付されるものです。

受託事業収入は、後期高齢者医療被保険者に実施する健康診査事業受託収入です。

次に、2ページの歳出について御説明いたします。

総務費は、事務費を計上しております。

後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から徴収した保険料と保険基盤安定負担金を計上しております。

保健事業費につきましては、75歳以上の方の健康診査の委託料等を計上しております。

諸支出金の保険料還付金は、被保険者に対する過年度還付金を計上しております。

詳細につきましては、委員会におきまして、担当課長が御説明いたします。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長（小笠まゆみ君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの6件については、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小笠まゆみ君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

日程第34. 議案第30号

○議長（小笠まゆみ君） 次に、日程第34、議案第30号町道の認定及び廃止についてを議題と

します。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。

議案第30号町道の認定及び廃止について、提案理由の御説明を申し上げます。

町道の認定及び廃止につきましては、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決が必要であります。

今回提案いたします路線は、現在認定済みの路線が二股の路線で1路線として認定されており、道路管理上整理するほうがよいと指導を受けている路線であります。横通・古戸野線を一度廃止手続を行い、新たに2路線として横通・古戸野線、横通・古戸野支線として認定を行うものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（小笠まゆみ君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの件につきましては、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小笠まゆみ君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

○議長（小笠まゆみ君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は3月6日午前10時から開会しますので、定刻までに御参集ください。御苦労さまでした。

○事務局長（奥村 和平君） 御起立ください。一同礼。お疲れさまでした。

午前11時23分散会

2 日目

平成29年第1回五ヶ瀬町議会定例会会議録

(総括質疑)

平成29年 3月 6日

○ 会議に付した事件

- 日程第 1. 議案第24号
平成29年度五ヶ瀬町一般会計予算について
- 日程第 2. 議案第25号
平成29年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 3. 議案第26号
平成29年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 4. 議案第27号
平成29年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計予算について
- 日程第 5. 議案第28号
平成29年度五ヶ瀬町介護保険特別会計予算について
- 日程第 6. 議案第29号
平成29年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計予算について

○ 出席議員（9名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番 甲斐 政國 議員 | 2 番 佐藤 成志 議員 |
| 3 番 綾 健一 議員 | 4 番 秋本 良一 議員 |
| 5 番 秋岡 正章 議員 | 6 番 白瀧 徹哉 議員 |
| 7 番 甲斐 松男 議員 | 8 番 甲斐 啓裕 議員 |
| 9 番 小笠まゆみ 議員 | |

○ 欠席議員（なし）

- 地方自治法第121条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長 原田 俊平
教 育 長 島寄善真理
監 査 委 員 菊池 孝男

○ 町長の委任を受けて説明のため出席したものは、次のとおりである。

副 町 長	宮崎 信雄	農 林 課 長	田原 昭生
総 務 課 長	小迫 幸弘	建 設 課 長	飯干 喜信
企 画 課 長	岡田 昭治	会 計 室 長	齊家 晃
町 民 課 長	垣内 広好	教 育 次 長	武内 秀元
福 祉 課 長	戸高 勝洋	病 院 事 務 長	廣本 憲史

○ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 奥村 和平

午前10時07分開議

○事務局長（奥村 和平君） 御起立ください。一同礼。御着席ください。

○議長（小笠まゆみ君） ただいまから本日の会議を開きます。

御報告いたします。本日の会議に事前に申請許可を受けた者に限り、取材及び場内写真撮影を許可します。

次に、町長から、去る2月27日、議案第19号平成28年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第5号）の提案理由の説明において発言の訂正の申し出がありましたので、会議規則第64条の規定を準用し、これを許可します。町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。

ただいま議長からありましたとおり、2月27日提案いたしました議案第19号平成28年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第5号）の提案理由におきまして、一部訂正したい箇所がありますので、発言させていただきます。

提案理由の中で、総務費は減額、それから民生費で社会福祉費、児童福祉費が増額となるところを説明させていただきました。実際には、減額ということが正しい表現になりますので、その部分を訂正させていただきます。

この件については、以前にもあった経緯がございますので、今後、関係課ともども提案理由については十分チェックを行い、今後こういったことがないように気をつけますので、御了解をお願いいたします。

以上です。

○議長（小笠まゆみ君） これで報告は終わりました。

日程第1. 議案第24号

日程第2. 議案第25号

日程第3. 議案第26号

日程第4. 議案第27号

日程第5. 議案第28号

日程第6. 議案第29号

○議長（小笠まゆみ君） 次に、お諮りします。日程第1、議案第24号平成29年度五ヶ瀬町一般会計予算についてから、日程第6、議案第29号平成29年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計予算についてまでの6件は、これを一括議題としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小笠まゆみ君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号から議案第29号まで

の6件は、これを一括議題とします。

本6件については、去る2月27日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。

質疑をされる場合は、議案名、ページ等を示して発言してください。質疑がありましたら、どうぞ。5番、秋岡正章議員。

○議員（5番 秋岡 正章君） 5番、秋岡です。

一般会計予算書ですが、ページ数が60ページです。こここのところの青年就農給付金事業補助金です。これは以前の新規就農としての捉え方でよろしいですか。

○議長（小笠まゆみ君） 農林課長。

○農林課長（田原 昭生君） 農林課長です。秋岡議員の御質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、以前からあります青年就農給付金のことでございます。29年度は8名分を計上しております、実質は7名で、もし、年度途中でどなたか、また、応募があった場合に、1名余計に予算を計上しております。

以上です。

○議長（小笠まゆみ君） 5番、秋岡正章議員。

○議員（5番 秋岡 正章君） 5番、秋岡です。

今、課長のほうから7名という説明がありました。本年度は1,200万予算組んであるわけですが、27年度の決算では525万、この差が675万あるわけですが、7名で、もし、この1,200万ちゅうのは、まず、もしかしたなら、8名、9名なるちゅう考えでよろしいですか。

○議長（小笠まゆみ君） 農林課長。

○農林課長（田原 昭生君） 農林課長です。

1年間が150万ですので、150万掛けの8名とさせていただいていいかと思えます。

以上です。

○議長（小笠まゆみ君） よろしいですか。

○議員（5番 秋岡 正章君） わかりました。

○議長（小笠まゆみ君） はい。ほかにありませんか。2番、佐藤成志議員。

○議員（2番 佐藤 成志君） 2番、佐藤です。

一般会計、58ページ。上から5番目にあります。地域農業サポート体制支援事業補助金というのがありますが、これについて、詳細がわかれば、説明をお願いします。

○議長（小笠まゆみ君） 農林課長。

○農林課長（田原 昭生君） 農林課長です。佐藤議員の御質問にお答えします。

地域農業サポート体制支援事業とは、飼料自給率向上及びまた畜産業の安定を図るための作業

用機械の導入への支援となります。県が3分1に、町が9分の1を助成するという事で、飼料用作物生産利用機械としましては、ロールベアラーとか、ベールグラブ、また、ラップマシーンとか、そういったものの助成になります。総事業費が507万1,000円になります。

以上です。

○議長（小笠まゆみ君） よろしいですか。

○議員（2番 佐藤 成志君） はい。

○議長（小笠まゆみ君） ほかにありませんか。ありませんか。8番、甲斐啓裕議員。

○議員（8番 甲斐 啓裕君） 一般会計予算の60ページになりますか。ちょっと委員会が違いますので、ちょっとお尋ねいたしますけれども、地籍調査費の臨時雇い賃金ですか、今何名の方がやられておるのか。また、進捗率、今年度はどこをやるのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（小笠まゆみ君） 農林課長。

○農林課長（田原 昭生君） 農林課長です。甲斐議員の御質問にお答えします。

まず、賃金ですけど、これ臨時雇い賃金で、役場関係で事務に携わっている方の賃金になります。ですから、これ、うちのほうの臨時職員の賃金ということでの御理解をいただきたいと思えます。

あと、森林組合の作業をされる方については、森林組合の委託料の中でお支払いしておりますので、その中の振り分けとなっておりますので、今何名いるかというのが、ちょっと即答はできませんので御理解願いたいと思えます。

あと、地籍調査ですけど、今年度が鞍岡の8の1と8の2地区というのをやります。8の1、8の2というのが、ちょうど10区ですね。10区、日添地区と言うんですけど、大石農地にかけてになります。それを面積が全体で2.88平方キロメートルということで、全体が160.13平方キロになりますので、もし、これが全部完了すれば、今のところ、71.10の進捗率になります。

以上です。

○議長（小笠まゆみ君） よろしいですか。

○議員（8番 甲斐 啓裕君） はい。

○議長（小笠まゆみ君） ほかにありませんか。4番、秋本良一議員。

○議員（4番 秋本 良一君） 4番、秋本良一です。

一般会計予算の32ページの節の19の負担金補助及び交付金のところでありますが、広域行政の事務組合の負担金として、15万9,000円ということではありますが、これ私の間違いかもしれません、これ、ひょっとしたら、県の北部行政事務組合かなというふうに思いますが、

その件を一つお尋ねしたいと思います。

それから、飛びまして、ページ86であります。節の区分の19番、負担金、補助金及び交付金の中で、文化財保護育成費の補助金としてあります、この内容についてお尋ねしたいと思います。

○議長（小笠まゆみ君） 企画課長。

○企画課長（岡田 昭治君） 企画課長です。

秋本議員御質問の1点目の広域行政事務組合の負担金15万9,000円の件なのですが、申しわけありませんが、手元に、これが北部広域なのか、その他のものなのか、ちょっと申しわけないんですが、今即答ができませんので、申しわけありません。委員会のほうで適正にお答えをさせていただくようにしますので、多分、北部広域の負担金ではないかというふうには思っております。済みません。ちょっと今確認ができませんので、申しわけありません。

○議長（小笠まゆみ君） 教育次長。

○教育次長（武内 秀元君） 教育次長です。

一般会計予算書86ページの文化財保護育成費補助金56万につきまして、お答えいたします。

これにつきましては、荒踊保存会が8万円、それ以外が全て4万円の補助金を予定しております。神楽保存会が5団体、それから団七踊り保存会が2団体、ばんば踊り保存会1団体、棒術保存会2団体、臼太鼓踊り保存会1団体、なぎなた保存会1団体の合計56万円でございます。

以上です。

○議長（小笠まゆみ君） 4番、秋本良一議員。

○議員（4番 秋本 良一君） 関連で、もう一つお尋ねしたいんですが、町史編さんのことについての予算というのは計上されてないでしょうか。どこかに項目があれば、教えていただきたいと思っております。

○議長（小笠まゆみ君） 教育次長。

○教育次長（武内 秀元君） 教育次長です。

町史編さんにつきましては、文化財保護費の中の研修旅費、それから食料費ということで、まず研修旅費ですけれども、視察研修を組んでおりまして、職員の分、それから委員の一応5名ほど選任するように予定しております。その分の研修旅費、それから研修時のお土産代ということで、食料費を組んでおります。当初予算では、まだ、はっきりしてない部分がありましたので、とりあえず、その部分だけ予算化しておるということで、あとは補正予算対応ということになるかと思っております。

以上です。

○議長（小笠まゆみ君） よろしいですか。はい。ほかにありませんか。6番、白瀧徹哉議員。

○議員（6番 白瀧 徹哉君） 6番、白瀧徹哉です。

ページ数が68ページになりますけれども、森林公園の事業費の中で、工事請負費と備品購入費というふうになっています。五ヶ瀬ハイランドにつきましては、今年度は整備費については凍結をしているというような町長の説明でありましたが、このほかに工事請負費が出ているようではありますが、これについての詳細を御説明お願いしたいと思います。

○議長（小笠まゆみ君） 企画課長。

○企画課長（岡田 昭治君） 企画課長です。白瀧議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

ただいま森林公園事業費の工事請負費についての詳細をとということです、まずはその部分にお答えをしたいと思います、内容としましては、今回のこの、済みません、内容の説明の前に考え方をちょっとお話をさせていただきたいと思えます。

まず、スキー場につきましては、今現在、運営母体についての議論をしていただいているというふうには認識しております。そういうことを踏まえまして、いわゆる窓口になります私ども企画課としては、工事請負についても、これは必要最小限のものを計上するという、施設が非常に傷んでいる部分がありますので、そういったものに対する、これはもう早急に取り組んでいったほうがいいというようなことがありますので、当初予算で組ませていただいているのが、この工事請負費です。内容としましては、森林生態学習舎、それからパーキングセンターの屋根の補修をしたいというようなことでの工事請負費を計上しております。そういうようなことでの予算を計上しておりますので、できれば、今後、今回の、もう昨日で営業は終了いたしました、かなり改善をしている部分があると思えます。運営においての改善をされているというふうには認識しておりますので、今後はお客様がおいでをいただいたときに、より快適なサービスができるような施設を今後、議会のほうにもお許しをいただいた上で進めていければというふうには思っておりますので、そういったところまでお含みをいただいて、すいませんが、御理解をいただければというふうには思えます。よろしくお願ひします。

○議長（小笠まゆみ君） 6番、白瀧徹哉議員。

○議員（6番 白瀧 徹哉君） 6番、白瀧です。

施設の老朽化については、私たちが十分知っておりますし、これは施設を延命をといいですか、延ばすためにも、これは当然必要なことでもありますけれども、最低限必要なことについてのみ、今回は整備をされて、また今後のあり方も十分、今度、取締役でも検討されますので、そこ場を踏んだ後で十分やっていただきますようお願い申し上げたいと思えます。

以上です。

○議長（小笠まゆみ君） ほかにありませんか。1番、甲斐政國議員。

○議員（1番 甲斐 政國君） 1番、甲斐政國でございます。

3点ほどございますけれども、まずは議案第27号五ヶ瀬国民健康保険病院事業会計のところでございますけれども、これで21ページに、給与1億3,680万6,000円と。医師2名、1,587万8,000円ということで記入がございますけれども、この医師の2名というのは、現段階で確保できているのかどうか。昨年かなり了承が得られなくて、戸惑ったというふうに感じているんですけれども、そのときに何年契約であったかというのは、ちょっと覚えていませんけれども、その方、その医師がまたことしもやっていただけるのかどうかということと、町長の説明の中に広域の連携の可能性を探るといこともございましたけれども、そこがどういったふうになっているのかというのが、1点。

それから、いずれの会計におきましても、延納分の収入というのを見てあるわけなんですけれども、五ヶ瀬広報2月号において、五ヶ瀬町税等収納率向上対策委員会というのが設置されたということでございますけれども、これの具体的なメンバーであるとか、どのような対策をとられるか。そして、今回の予算書にどのように反映されているのかというのを伺いたいというふうに思います。

それから、これは町長のほうにですけれども、平成29年度と当初予算にかける町長の思いというのが、どこ辺にあるのかなど。農林業関係の振興にあるのか、福祉関係にあるのか、教育関係にあるのか、そういったところを教えていただければというふうに思います。

○議長（小笠まゆみ君） 病院事務長。

○病院事務長（広本 憲史君） 病院事務長です。甲斐議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の医師2名の状況でございますけれども、常勤医師2名につきましては、現在の崔院長並びに岡崎副院長が29年度においても診療していただけるということで、内定といえますか、という予定になっております。

それから、広域連携の状況ですけれども、ただいま西臼杵郡であり方検討会ということで協議を進めております。現在グループ会議を先般行いまして、今後の方針といえますか、状況について、今後のあり方といえますか、方向性について協議を進めているところでございます。本町においても、まだ、詳細については協議をしなければならないんですけれども、ある程度の方向性という形で、3月中にもう一度委員会を行いまして、協議がなされるという状況だと思います。ちょっと詳しい資料を手元に持ってきてないので、説明がちょっと控えさせていただきますけれども、以上のような状況でございます。

○議長（小笠まゆみ君） 税関係の質問が出ていますが。町民課長。

○町民課長（垣内 広好君） 町民課長です。

先ほどの甲斐政國議員の2月の広報にあった収納率の向上対策委員会のことについてですが、メンバーについては、広報に載せてましたとおり、町税と介護保険料と水道料と住宅料と病院の診療費ということで、総務課長、福祉課長、建設課長、病院事務長と町民課長で、副町長が委員長ということになっております。新年度予算についての反映については、まだ動き出したばかりで、決算と来年の1年間で出てくるのかなというふうに、今のところ考えているところです。

以上です。

○議長（小笠まゆみ君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。甲斐政國議員からの平成29年度の予算編成に伴う基本的な考え方ということで、答弁させていただきます。

提案理由でも説明させていただいたとおり、非常に社会福祉、民生費が大きくなっているところがございます。当然財源に限られる中で、選択と集中というところでの予算編成をさせていただいております。特に、今回28年度からやっています光ケーブルが今回大きなウエイトを占めておりますが、29年度をもって、町内全域光ケーブルが整備されるということで、いろんな生活面とか、それから地域おこし含めて、いろんな知恵が出てくるし、いろんな取り組みが加速するんだろうと思っております。そういったことで、地方創生事業にも関連してくる部分がございます。また、再三議会でも、甲斐政國議員からも提案があります農林業の振興についても、総額については増えてはおりませんが、いろんな事業、個々の取り組みについて、制度内容を見直しをしております。そういったことで、かゆいところに手が届くような事業形態に持っていかなきゃいけないのかなということで、特に農林業については考えております。

また、地域づくりの人不足については、地域おこし協力隊を再度一人追加募集させていただいて、新たな課題の対応に取り組んでいきたいと思っております。

そのほか、教育については、一部学校改修も含めて対応させていただきます。また、そういった中で課題が出てくれば、十分検討しながら、教育予算にもついても考えていくと。ただ、現状で、教育ビジョンの加配措置含めて、他の自治体よりも教育には力を入れている部分がありますので、前回話させていただいた教育の町五ヶ瀬という発信も力を入れてやっていきたいと思っております。

また、三セク関係についても、スキー場については、後日お話をするというようにしていますので控えますが、特に、木地屋、ハイランドの木地屋の部門についても収益性を上げるという関係で、森林交流館の宿泊施設への改修等の対応ができないかというのも現在検討していますので、そういったところ、まずやれるところから進めていくというところで考えています。

また、休憩室の部分も一部町民の希望等があった部分について改修していきたいということで考えております。

また、総合的には、第5次総合計画というバイブルがありますので、その部分に沿って、一つ一つ検証しつつ、事業を進めていきたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（小笠まゆみ君） 1番、甲斐政國議員。

○議員（1番 甲斐 政國君） 1番、甲斐政國です。

まず、病院のほうにつきましては、医師の確保が2名できているということでございますので、安心をしたところでございますけれども、やはり、病院というのは、我が町にとって、なくてはならないものでありますので、広域の連携も含めてしっかりと対応していただければというふうに思うところです。

それから、税等収納率向上対策委員会ということで、委員の方々は庁舎内の方々ということで、実際機動部隊というのがあるのかどうかちゅうの非常に気になるんですけども、ただ、中で協議するだけでは収納にはつながらないというふうに思いますんで、どういった形で動かされるのかなというのが少し気になるところです。やっぱり、納める人と納めない人、そういうのが出てくるといけませんので、整合性とか、それをとる上で、大変重要なことじゃないかというふうに思っておりますので、もし、わかれば、そのところをお聞かせ願いたいというふうに思います。

また、町長の当初予算にかける思いというのは、今聞かせていただきましたけれども、どの分野においても大変重要なことばかりだというふうに思っております。そういった中で、今後またいろいろと御提案をさせていただくことになろうかというふうに思いますけれども、最終的にはよかったという、そういうことにならなければならないというふうに思いますんで、よろしくお願ひしときます。

○議長（小笠まゆみ君） 町民課長。

○町民課長（垣内 広好君） 町民課長です。

ただいまの質問についてですが、委員会については、まだ動き出したばかりなので、今までなかったものをつくって、いわば、横の連携というか、町税滞納があれば、住宅の滞納もあるといったところで、具体的には、滞納者にどういう動きをしていくかという連携をするというところが、まず初めのところであります。委員については、課長以上になってはいますが、その時々ケースによっては、担当を入れて対策をしていっているところが今のところです。

以上です。

○議長（小笠まゆみ君） よろしいですか。ほかにありませんか。2番、佐藤成志議員。

○議員（2番 佐藤 成志君） 2番、佐藤です。

議案第25号の簡易水道特別会計について伺います。ページ数が簡易水道の部分の9ページです。15番に工事請負費がありますが、今回、この工事請負費には新規事業が入っているのかど

うかと。今、普及率がどういう具合になっているのか、この2点について伺います。

○議長（小笠まゆみ君） 建設課長。

○建設課長（飯干 喜信君） 建設課長です。

佐藤成志議員の簡易水道費工事請負費の内訳のお尋ねだと思います。新規事業は、五ヶ瀬中学校がただいま赤谷水道組合からの飲料水の供給がされております。これにつきましては、中学校部分について、廻渕の簡易水道から持っていけないかということで、その工事を考えております。

あとは、大石地区、それから平成28年度で整備いたしました室野地区の場内整備等の工事を考えております。

普及率については、町営の簡易水道と、あと公設民営の部分がありますので、なかなかはっきりとした数字ではないんですが、公設民営を含めれば、ほぼ7割程度は行っていると思っております。

はっきりとした数字につきましては、また委員会で御説明したいと思っております。

以上です。

○議長（小笠まゆみ君） よろしいですか。2番、佐藤成志議員。

○議員（2番 佐藤 成志君） かなりな普及ができていう形でありますけれども、今残っている地区は、まだ、水については非常に苦労されている地域がまだ多々あると思っております。特に数件しか残ってないとかいう、細部についても、きめ細やかな工事で水道事業を進めてもらいたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（小笠まゆみ君） ほかにありませんか。7番、甲斐松男議員。

○議員（7番 甲斐 松男君） 7番、甲斐松男です。

議案第24号一般会計予算ですけれども、ページが57ページ、生産力所得向上対策事業補助金というのがありますけれども、2月の26日の多分日本農業新聞だったと思っておりますけれども、中山間農業を多彩に支援するというところで、宮崎県のほうが年収を3年かけて100万以上ふやす事業を始めるということですが、これに絡んだ予算であるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小笠まゆみ君） 農林課長。

○農林課長（田原 昭生君） 農林課長です。甲斐松男議員の御質問にお答えいたします。

ここにある生産力所得向上対策事業というのは、各種資材の導入を支援ということで、それによって、農業経営の安定を図るという内容で行っております。内容としては、環境配慮とか、品質向上、生産性向上ということで、簡水設備、防虫資材、防草資材等ということで、これにつきましては、県の事業とか、国の事業に乗らなかったものを町のほうで予算化して、補助率が3分の1を上限として予算化しておるところです。

今おっしゃられた、甲斐議員が言われたのに関する部分については、新年度予算のほうには上

がっておりません。

以上です。

○議長（小笠まゆみ君） よろしいですか。ほかにありませんか。ありませんか。8番、甲斐啓裕議員。

○議員（8番 甲斐 啓裕君） 一般会計予算の59ページですか。農林課ばかりですけれども、農業費の工事請負費、このちょっと中身についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小笠まゆみ君） 建設課長。

○建設課長（飯干 喜信君） 甲斐啓裕議員の御質問ですが、多分、農林水産業費、農業費の農地費の工事請負費……。 （「15番です」と呼ぶ者あり）

○議長（小笠まゆみ君） 59ページの15番。 （「5,005万か、5,005万の」と呼ぶ者あり）

○建設課長（飯干 喜信君） 農地費の工事請負費5,005万について御説明いたします。

中山間地域の団体事業ですが、古賀地区の整備を行っております。これが1,201万、それから農業基盤整備ということで、寺村、矢物園地区あたりの用水路、農道工事等の基盤整備事業に1,801万、あと、農業水利施設、三ヶ所3基ということで、これは三ヶ所土地改良区の用水路の整備ですが、これに201万、等を加えまして、全体で5,005万の工事請負費ということでございます。

以上です。

○議長（小笠まゆみ君） よろしいですか。ほかにありませんか。3番、綾健一議員。

○議員（3番 綾 健一君） 3番、綾健一です。

一般会計補正予算ですが、56ページですが、「みやざき茶」チャレンジ産地支援事業補助金と出ておりますが、この内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（小笠まゆみ君） 農林課長。

○農林課長（田原 昭生君） 農林課長です。綾健一議員の御質問にお答えします。

「みやざき茶」チャレンジ産地支援事業というのは、県単事業であります。まず、先進技術の導入による収量増加、また産地拡大の取り組みを支援ということで、お茶の棚乾燥機と萎凋機を導入しております。事業費が439万8,000円に対して、県が3分の1、町が3分の1の事業となっております。

以上です。

○議長（小笠まゆみ君） よろしいですか。はい。ほかにありませんか。1番、甲斐政國議員。

○議員（1番 甲斐 政國君） 1番、甲斐政國です。

一般会計予算書9ページになります。歳入の固定資産税のところでございますけれども、1億

3,750万6,000円と。前年度より、814万5,000円ほど増になっているわけですが、この中に風力発電、中九州リニューアブル・エナジーですか、その分も入っているのかどうかということで、その額がどれぐらいになるのかと。以前はかなり高額になるというふうに聞いておりましたので、そこら辺のところをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（小笠まゆみ君） 町民課長。

○町民課長（垣内 広好君） 町民課長です。

ただいまの甲斐政國議員の質問ですけれども、これが12月段階の予算だったので、まだその時点では、この風力発電は県が配分するんですけれども、具体的な数字がまだわからなかったもので、この程度では見込んでいたんですけれども、最近来た、まだ確定じゃないんですけれども、多分2,000万、まだこれより増えることになるかと思います。6月補正で、その辺については、また出すことになるかと思います。

以上です。

○議長（小笠まゆみ君） よろしいですか。はい。ほかにありませんか。5番、秋岡正章議員。

○議員（5番 秋岡 正章君） 5番、秋岡です。

一般会計予算書、ページ数が36ページです。この負担金補助及び交付金の中で、コミュニティー助成事業補助金ですね。この中で860万予算上がっていますが、27年度の決算では1,280万で終わっているわけですが、このコミュニティーバスについての利用状況、鞍岡、桑野内、三ヶ所あるわけですが、非常にこのコミュニティーバスの利用ちゅうのは非常に今後大切になっていきますが、この状況がどういうふうになっておるか、この1点をお願いいたします。

それから、もう1点、その下の総合交通対策事業費の中で、負担金及び補助及び交付金です。準生活路線、この中での270万。前回27年度の決算を見ても大分違ってきておるわけですが、この中身について、どういうふうになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（小笠まゆみ君） 企画課長。

○企画課長（岡田 昭治君） 企画課長です。秋岡議員2点の御質問です。

1点目につきましては、申しわけありません、多分2点とも、これはいわゆる総合交通対策関係のお尋ねということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ということで、36ページの御質問の中のコミュニティー助成事業のことで金額おっしゃいましたので、そこは申しわけありませんが、これは別の事業になりますので、そういうことを勘案した上での答えということで、総合交通対策に対するお尋ねということに置きかえさせていただいて、お答えをさせていただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それで、まず1点目なんですけれども、補助金についてなんですけど、コミュニティー助成事業の部分については、今申し上げましたとおり、これは別の事業ですので、バス事業とは違うとい

うことに、まず御理解ください。その中で、補助金270万円の内訳なり、内容はというお尋ねですので、まず、そちらのほうからお答えをしたいと思います。従来、これは高千穂町と五ヶ瀬町でおおむね7対3ぐらいの割合で負担をしていたというような流れがございます。その中で、実は今年度なんですけれども、高千穂町のほうから、この路線バス、これは宮崎交通の路線バスのお話になりますけれども、この補助金に対しては、高千穂町内で、コミュニティーバス事業の見直しをして、そちらにどうしても力を入れたいというような御相談がありました。その中で、一応私どもの町としては、そのお話を当然議会のほうにも以前からお諮りはした経緯があると思いますが、その中で、一応、高千穂のほうとしては、この7対3の割合の見直しをしてほしいというようなことでしたので、今回270万の補助金ということで、予算の計上をさせていただいたということで、まず1点御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、もう1点の今度はコミュニティーバスです。町内で町が走らせているバスの内容なんです。これの実績につきましては、もう去年も多分こういった御質問があったわけなんですけれども、利用状況は、今、私の手元である程度把握をしておりますので、その内容でお答えをさせていただきたいと思います。

26年が1万8,542人の御利用がありました。平成27年が1万7,572人の御利用がありました。そして、平成28年、これは今まだ現在進行形ですけれども、こちらが1万8,104というような状況の中で動いております。年度を追って、やはり、利用者の方が減ってきているという部分があります。ですので、こういった中での運行の委託料ということについては、また今後総合的に検討していく必要があると思いますので、そういったことも御理解いただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（小笠まゆみ君） 5番、秋岡正章議員。

○議員（5番 秋岡 正章君） 課長のほうから説明を受けたわけですが、この準生活路線の宮交の件ですね。これは高千穂高校を存続する上においても非常に大切な路線であると思います。だから、ぜひ、これは高千穂ともう少ししっかり協議をしていただいて、ぜひ、また、存続をしていただくようお願いをしておきます。

それから、コミュニティーの助成事業の補助金についても、今説明があったとおり、少し減ってきておるといったようなことですので、この辺、減っていく原因、この辺もまた検討をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小笠まゆみ君） ほかにありませんか。ありませんか。1番、甲斐政國議員。

○議員（1番 甲斐 政國君） 1番、甲斐政國です。

一般会計予算書41ページの総務費のところなんですけれども、町議会議員選挙費で、

580万ほど上げてございます。それに関連してということでお聞きするわけなんですけれども、以前に行われた国政選挙におきまして、ある会場で体に障害のある方が選挙会場に来られたと。かなり段差があつて中に入れなかったと。もうそれで、もう選挙はやめて帰ろうとしておったところに、後から数名の方が来られて、抱えて会場に入れられて、そして投票を済まされて帰ったということでございます。町内には14カ所の投票会場があるというふうに思っているんですが、そのバリアフリーといいますか、障害のある方々に対して、どのような対策がとられているのかなど。投票率を上げるというところでも、かなり重要なところじゃないかというふうに思っておりますし、また、期日前投票が役場の2階になっております。車椅子で来られた方、不自由な方、どうされているのかなというふうに、行きたくても行けないという状況じゃなかろうかというふうに思っております。委託料の30万というのがこの中に組んでありますけれども、その中で見てあるのかどうかというのはわかりませんが、どういった対策をとられるのか。町議会選挙に限らず、いろんな選挙ございますので、今までほとんど変わってないというふうに思うんですが、そこ辺のところ、どうお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（小笠まゆみ君） 総務課長。

○総務課長（小迫 幸弘君） 総務課長です。今、甲斐政國議員から町議会選挙の関係で御質問がありました。お答えいたします。

これまでも、ずっと同じような課題ということがございまして、今現在の対策といたしましては、各投票所におきましては段差解消ということでスロープを設置してございます。さらに、これは各投票所で違うんですけども、必要がある投票所につきましては、車椅子を社協から借りまして、設置をして、スロープを利用して投票していただくということでやっております。さらに、先ほど議員もおっしゃったように、人海戦術といいますか、人手をかけて、中断をいたしまして、投票をしていただくようなことをやっております。どうしても今のところはそのような対応で今回も考えてございます。

それから、期日前投票の2階の件でございますが、こちらにつきましても、選挙管理委員会等々でも議論になって、対策が必要ではないかということも、これまでもずっとございました。ただ、これにつきましては、庁舎の構造上の問題がございまして、なかなか、本来であれば、エレベーター、もしくは階段に機械で上るような仕組みをとというようなことも検討した経緯はあるんですが、いかんせん予算の関係とそれから器具で上るというものにつきましましては、若干危険性を感じるのではないかと等々のお話も出ておったようで、現在は、来られた方につきましては、最終的には、車椅子等々を御利用いただき、それを職員が人海戦術で上にお連れするというようなことで対応はしてございます。なかなか、これにつきましては、以前からの課題ではございますが、対応が厳しい状況でございます。ただ、今現在は、例えば、郵便での投票というのが介護レ

ベルでも随分と緩和されてございまして、そのようなことで、会場に行かずとも投票ができる体制をございまして、そういったところをもっともっとPRしながら、投票率のアップにつなげていけたらと思っているところでございます。

以上です。

○議長（小笠まゆみ君） 1番、甲斐政國議員。

○議員（1番 甲斐 政國君） 1番、甲斐政國です。

話は聞かせていただきました。各会場においてスロープ等をつけていただければいいんですけども、その会場だけ何でついてなかったのかなと、今思えば、そういうふうな気がするんですが、職員の方行かれたら、まず第一にそこ辺のところをする必要があるんじゃないかなというふうに思っております。やはり、町民に対して、失礼なことがないように取り扱っていただきたいというふうに思っております。それから、2階、期日前投票、2階で行うということですけども、人海戦術でということで1回話は聞いたことがあります。車椅子ながらも、上に、何人かで抱えてもらったという話も聞いておりますが、もし、そこで落ちたらどうなるのかなと。足を踏み外して、転んだりしたらどうなるのかなという気がします。これは先ほど以前からというふうにおっしゃいましたので、かなり前からそういった話が上がっているんだろうと思いますが、結果的に何も対策はとられていないということになりますので、町民に対しても、どうでしょう、あんまりいいことじゃないというふうに思います。ですから、期日前投票、何で2階でせないかんのかと、1階でもできるスペースがあるんじゃないか、どれだけあれば、できるのかというようなどころから考えれば、対策は全くとれないということではなかろうというふうに思いますので、まだ、しばらく、7月までございますので、とれる限りの対策はとっていただきたいという気がいたしております。無理なところもあるかと思っておりますけれども、エレベーターをつけるとは、そういうことは言いませんが、とれる対策をしっかりとっていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（小笠まゆみ君） ほかにありませんか。6番、白瀧徹哉議員。

○議員（6番 白瀧 徹哉君） 6番、白瀧徹哉です。

1点だけ、済みません、お伺いしたいと思っております。平成29年度の五ヶ瀬町簡易水道特別会計についてでありますけれども、本年度から遠方の監視システムが導入されるということですが、以前、このことについてお伺いしたときに、やはり、非常に経費もかかるということで、公設民営の部分については、完全に施行するちゅうのは難しいということであろうと思っておりますけれども、今後、新設の町の水道施設については、これが整備されたことで、完全に導入が図られるのか、その点を1点だけお伺いしたいと思っております。

○議長（小笠まゆみ君） 建設課長。

○建設課長（飯干 喜信君） 建設課長です。

結論から言いますと、町営の施設については、今回のシステム整備でカバーできることにしております。公設民営の部分については、なかなか施設そのものの老朽化等がありますし、この部分については、今後の課題になっております。

以上です。

○議長（小笠まゆみ君） よろしいですか。ほかにありませんか。7番、甲斐松男議員。

○議員（7番 甲斐 松男君） 7番、甲斐松男です。

一般会計予算書の9ページ。固定資産税の滞納繰越分がかなりあるんですけども、この部分で欠損金あたりは生じないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小笠まゆみ君） 町民課長。

○町民課長（垣内 広好君） 町民課長です。

欠損は3月31日ですけれども、ちょっと今の時点では確認できませんが、時効を迎えるものがないとは言えないかなとはいうところです。

以上です。

○議長（小笠まゆみ君） よろしいですか。7……。

○議員（7番 甲斐 松男君） この固定資産税の滞納している部分で、家屋税とか、山林とかの固定資産税とか、ある程度、内容わかりますか。

○議長（小笠まゆみ君） 町民課長。（発言する者あり）

○町民課長（垣内 広好君） 内訳はちょっと、今はちょっとお答えできないですけど、把握はしています。

○議長（小笠まゆみ君） よろしいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）ほかにありませんか。3番、綾健一議員。

○議員（3番 綾 健一君） 3番、綾健一でございます。

一般会計の63ページ。一番下の森林・林業再生基盤づくり交付金事業補助金についてですが、現在、かなりの推移で伐採されておるところです。それに伴い、こういった交付金事業がされていると思いますが、今どれぐらいの方が利用されているのか、お尋ねしたい。お尋ねします。

○議長（小笠まゆみ君） 農林課長。

○農林課長（田原 昭生君） 農林課長です。綾健一議員の御質問にお答えします。

森林・林業再生基盤づくり交付金事業とは、林家の方が高性能林業機械を導入されるのの支援です。油圧ショベルとスイングヤーダ、グラップル等の支援になりまして、事業費が1,900万ということで、国・県のほうで、補助が3分の1の補助をいただいています。の申請になります。

以上です。

○議長（小笠まゆみ君） よろしいですか。

○議員（3番 綾 健一君） はい。

○議長（小笠まゆみ君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小笠まゆみ君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

お諮りします。ただいまの6件につきましては、各常任委員会に付託をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小笠まゆみ君） 異議なしと認めます。したがって、ただいまの6件につきましては、各常任委員会に付託して審査をすることに決定しました。

○議長（小笠まゆみ君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は、3月14日午前10時から開会しますので、定刻までに御参集ください。どうも御苦労さまでした。

○事務局長（奥村 和平君） 御起立ください。一同礼。お疲れさまでした。

午前11時00分散会

3 目 目

平成29年第1回五ヶ瀬町議会定例会会議録

(一般質問)

平成29年 3月14日

○ 出席議員（9名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番 甲斐 政國 議員 | 2 番 佐藤 成志 議員 |
| 3 番 綾 健一 議員 | 4 番 秋本 良一 議員 |
| 5 番 秋岡 正章 議員 | 6 番 白瀧 徹哉 議員 |
| 7 番 甲斐 松男 議員 | 8 番 甲斐 啓裕 議員 |
| 9 番 小笠まゆみ 議員 | |

○ 欠席議員（なし）

- 地方自治法第121条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長 原田 俊平
教 育 長 島寄善真理
監 査 委 員 菊池 孝男

- 町長の委任を受けて説明のために出席したものは、次のとおりである。

副 町 長 宮崎 信雄	農 林 課 長 田原 昭生
総 務 課 長 小迫 幸弘	建 設 課 長 飯干 喜信
企 画 課 長 岡田 昭治	会 計 室 長 齊家 晃
町 民 課 長 垣内 広好	教 育 次 長 武内 秀元
福 祉 課 長 戸高 勝洋	病 院 事 務 長 廣本 憲史

- 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 奥村 和平

午前9時59分開議

○事務局長（奥村 和平君） 御起立ください。一同礼。御着席ください。

○議長（小笠まゆみ君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（小笠まゆみ君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序は通告順に発言を許します。初めに、5番、秋岡正章議員、御登壇願います。

○議員（5番 秋岡 正章君） 5番、秋岡正章です。通告に従い、道の駅構想について質問します。

特産品の販売促進を本気で考えるならば、常に新しいものをつくることを考えることが大切ではないかと思えます。本町でこうした道の駅施設整備を行い、積極的に利用してもらい、人が集まることによってにぎわうもので、地域活性化に寄与できるような新たな魅力を掘り起こしていくことについて、町長の考えを伺います。

○議長（小笠まゆみ君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。秋岡正章議員からの道の駅構想についての御質問にお答えいたします。

道の駅構想につきましては、平成27年の九州中央自動車道蘇陽高千穂間の計画段階評価において、第2回目の地方小委員会が開催され、3つのルート案が公表された段階で、町としましても道の駅に関する制度や事例について情報収集等の作業を始めております。

その背景としましては、県内随一の観光地高千穂町に隣接する本町として、高速道路が供用した段階において、仮に五ヶ瀬インターが設置された場合、決して地元住民が利用するだけの通過型のものにしてはいけないという考えとともに、国や関係機関に対して、この高速を、この構想を一つのストック効果としてのPRを行い、整備促進を図りたいという思いがあるからであります。

中央自動車道と国道218号を利用される不特定多数の方々や町民の皆様がともに利用できる地方創生の核となるような、道の駅がぜひ必要であると考えております。

そのような中、道の駅に関します制度等については、これまで国土交通省延岡河川国道事務所から講師を招き、勉強会を実施しております。また、事例研究につきましては、県内の主要な道の駅の視察調査や、現在既に先行して道の駅構想を進められております串間市の取り組みについても、現地にお伺いし具体的な取り組み概要や手法について聞き取り調査を行ったところでもあります。

もともとドライバーが立ち寄るトイレ・休憩施設として生まれた道の駅は、その数

1,000カ所を超える中、それ自体が目的となり、まちの特産物や観光資源を生かして人を呼び、地域に仕事を生み出す核へと独自の進化を遂げ始めております。

一方、国としましても、地方創生の拠点となる先駆的な道の駅の取り組みについて、モデル箇所として選定し、関係機関が連携し計画段階から総合的に支援する取り組みも行われています。

そのような中、九州中央自動車道蘇陽高千穂間についても、熊本地震等の影響もあり2年間ほど動きがありませんでしたが、やっと先月末から第3回目の地方小委員会に向けての意見聴取がスタートしました。数カ月のうちにはルート案を決定するための委員会が開催されることになるのではと期待もしているところであります。

いずれのルートになろうとも、産業振興、地域福祉、防災等に対処できる地域の元気をつくる地域センター型の道の駅を、現在、私自身頭に描いているところであります。

当然ながら、現在の五ヶ瀬ワイナリーや、特産センターとの連携も必要となってまいります。そのほか、九州中央自動車道にしろ、国道218号線にしろ、九州の中央部を横断する物流の幹線道路となることが予想されますことから、東九州自動車道、さらには、細島港などの県北地域の強みを生かし、また、その熊本との中間点としての物流拠点として中継基地としての位置づけも重要になるのではないかなと考えているところでございます。

現在は、第5次五ヶ瀬町総合計画を初めとする各種計画には、この道の駅構想は載せておりませんので、今後は計画調整も必要になってまいります。いずれにせよ、平成29年度では道の駅構想に関するプロジェクトチームを立ち上げ、一歩進んだ検討を行いたいと考えています。

私からは以上です。

○議長（小笠まゆみ君） 5番、秋岡正章議員。

○議員（5番 秋岡 正章君） 5番、秋岡です。今、町長のほうからいろいろ説明をいただきました。特産センターとか、ワイナリー、それから高速関係、これについては、私も同じ考えであります。

そういった中で、二、三お尋ねいたします。道の駅、これは町の農業振興には大変効果があり、まして、農業遺産にも認定されました、そういったことで地元のいろんな特産品をそこでしっかりと売って、そして人が集まるわけですので、そういったことが私は一番大事であろうかと思えます。

そういった中に、やはりこの地産地消というのが非常に大事なことであって、この道の駅構想について、やはりしっかり取り組んでいただきたいと思えます。

そういった中、高齢化が進んでいく中で、田畑が荒れていきます。田畑が荒れないようにするためには、やはりそういった道の駅を整備しながら、いろんなものを作っていただく上において、土地が荒れないと、土地を守っていくということも非常に大事であると考えております。

そういった中、スキー場、木地屋、それから特産センター、ワイナリー、こういったものもしっかり生かすためには、ぜひしっかりと早目に取り組んでいただきたい。29年度にそういったプロジェクトやらをつくっていただくというようなことですので、ぜひ一日も早い方向性を出していただきたいと思います。

そしてまた、これによって町民の方にも早くそういったことを知っていただいて、理解をいただくということも必要であると思います。高速道路のできるのを待っていても、私は遅いと思います。だから、できれば、今、29年の話をされましたので、そういうスピード感を持ってしっかりやっていただきたいと考えております。これは日之影、高千穂も道の駅はできているわけですので、ぜひやはりそこら辺も、五ヶ瀬にもしっかりした道の駅をつくっていくことが大切であるかと考えております。

そういったことで、ぜひまた町長の考えをお尋ねしたいと思います。

それから、これは特産センターの今の状況で、非常に特産センターも職員がしっかり頑張っておられます。こういった中で、これは2月の22日現在ですが、特産センターの実績が、売店が2,825万4,000円、それから食堂のほうです。これが1,265万5,000円、野菜のほうは3,044万7,000円で、合計の7,135万6,000円といったようなことで、非常に実績も伸んでおるし、やはりみんな頑張っておられる結果がこういった数字が出ておるなど。

そういった中で、28年と27年の差をしたときに、886万5,000円、それから率にしたときに28年と27年の比率が114%とやはりすばらしい結果が出ている。こういったことを踏まえて、道の駅構想につなげていけば、私はいいものができると考えています。

そういったことで、町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（小笠まゆみ君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。秋岡議員からの再質問にお答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたとおり、農業振興、当然今、特産センターでも対前年比114%の売り上げが出ているということの御紹介もありましたし、理事長が今、副町長が兼任していただいていますので、たびたび現場に足を運んでいただいて、例えば、世界農業遺産の椎葉とか諸塚の特産品も、この前にちょっと見にいかせてもらおうと、たくさん出ていましたし、特定の商品は非常に売り上げがいいということも現場からお聞きしております。

そういった取り組み、また、地産地消についても、今、直売所もできて、地域内の農産物が非常に売れ行きがいいという中で、次なるステップも当然、特産センターでも考えていると思っております。

そういった中で、やはりもう一歩進んだ道の駅を頭に描いております。ただ、特産センターとの連携は当然要るわけで、今後、用地がどうなるかわかりませんが、そういった部分もしっかり

検討していきたいと思っています。

また、田畑が荒れるということで、今、農林課のほうでは人・農地プランという形で、荒れた土地をどうにかして次の世代に残していくという取り組みもやっております。そういったところも踏まえて、あわせて、一緒に検討していきたいと思っています。

また、町民への理解については、ことしは4月早々館長さん、組長さんの会議をしたいと思っております。そういった中でも紹介したいと思っていますし、随時、議員の皆様とも意見交換をしながら、例えば勉強会をする折には、一緒に参加いただいて、そういったところの意見を聞いたりというのを企画していきたいと思っておりますので、あわせてよろしく願いいたします。

特産センターについては、当然、現状の売上げが伸びているということを分析しつつ、どの辺かというのを、また広域的な取り組みをやっているわけですから、そこ辺の取り組みもさらに加速しながら次につなげていきたいと思っております。

また、先ほど申しました中継基地というの、今後はトラックドライバーが非常に全国的に減っていくという中で、やはり熊本と延岡の中間位置というのが非常に重要じゃないでしょうかというのを、国交省の方からもアドバイスいただいています。そういったところが一つの踏み台になれば、加速、非常にストック効果として、ああ、あそこは早くやらないかんねという話になってきますので、そういうストック効果も今度は具体的に提示しながら国等に要望していけたらなと、今、思っているところです。

以上です。

○議長（小笠まゆみ君） 5番、秋岡正章議員。

○議員（5番 秋岡 正章君） 5番、秋岡です。今、町長のほうから29年度からプロジェクトチームをつくってやっていくという話と、それから国交省の話もされました。

そういった中で、地方創生人材制度、これについて町長御存じと思いますが、人材派遣の件です。これについて中身は、政府において地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員あるいは大学研究者及び民間人材を、市町村長の補佐役として派遣することとしておりますという地方創生の人材支援制度、これを私は町長にお尋ねしたいと思いますが、これは、28年度は一番やはり多いのが、国交省の派遣です、11名です。それから、農林水産省が6名です。総務省が8名、あと財務省、文科省、いろいろあります。そこが4名、3名です。やはり一番多いのが国交省です。

こういった中で、28年度は宮崎県では小林市とえびの市が民間を受け入れておられます。29年度については、九州管区では大分県と宮崎県が、なしです。あとは全部受け入れられています。

そういった中で、道の駅構想については、私の考えは、国交省とかというのは、町長が今、話

されたように、一番やはり大事なところかなと考えております。これは期間が2年ですので、だから、その2年間、しっかり一緒にパイプをつないでいただいでやっていただくことも必要ではないかと考えておりますが、この地方創生の人材支援制度について、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（小笠まゆみ君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。秋岡議員からの再々質問にお答えいたします。

先ほど御紹介がありました地方創生人材支援制度については、地方創生コンシェルジュの選任ということで、2点、ことしの地方創生市町村長トップセミナーというのが全国で開催されて、九州は福岡で、山本幸三地方創生担当大臣みずから出席されて、あとは内閣府の担当局長を含めて詳しい御説明をいただいた中で、特にこの辺を利用したらどうですかという紹介があったところでございます。

特に、地方創生人材支援制度については、当然、29年度の取り組みは既に動いていますが、それ以降については、また次年度からということで、非常に興味がある制度と考えています。

先日、国交省から派遣されている方と企画課長も交えていろいろ意見交換をする場を設定させていただいて、話もしました。やはりこの人やったら頑張るやろなという人もいろんなところにいらっしゃるんです。で、そういった方の招聘することもできんかなと思っておりますし、正式に内閣を通じて地方創生人材支援制度でいい人が来るのかなというのも頭の中には描いていますが、最終的には、やはりルート1が決定して、構想がある程度しっかり立案できてからの議論になってきますので、次年度のプロジェクトの組織の中でしっかり議論しつつ、こういった体制が可能か、または、どういう形での組織ができるかというのを考えて、前向きに検討していきたいと思っております。

ただ、そうなると、対策室なり、その組織の所属長になっていただく必要がありますので、そういう組織のあり方もしっかり考えつつ、その件については検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小笠まゆみ君） よろしいですか。

○議員（5番 秋岡 正章君） はい。

.....

○議長（小笠まゆみ君） 次に、4番、秋本良一議員、御登壇願います。

○議員（4番 秋本 良一君） 4番、秋本良一です。通告に従いまして、一般質問を行います。

獣肉利活用方針についてお伺いをいたします。

鳥獣害対策について、防護・捕獲等につきましては必要予算確保など一定の成果が見られると

と思いますが、獣肉解体から処理及び販売が、許可なくしては禁止されている状態であります。

また、捕獲した個体も厳密に言えば、山中に埋めることも一般廃棄物扱いになり、取り扱いに注意が必要な状況であります。保健所の許可を得た施設をつくり、近隣町村との連携を図ることにより、獣肉を資源としての活用、あるいは農林産物被害の減少へと期待できると思いますが、どのような施策をお考えか、お伺いをいたします。

○議長（小笠まゆみ君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。秋本良一議員の御質問の獣肉利活用方針について、現状的部分も踏まえて私のほうから答弁いたします。

獣肉につきましては、狩猟内と有害駆除期間内でとれたイノシシ、鹿肉になりますが、販売を伴う獣肉の解体・処理につきましては、許可を受けた施設で処理し、販売許可が必要となります。

しかし、販売を伴わない獣肉の解体・処理につきましては、相対取引となっており、今まで獣肉による食中毒問題等につきましては、当町では発生はしていないと伺っております。捕獲頭数が多い中、狩猟者の方がそれぞれ自己責任の中で適正に処理・処分していただいているおかげと思っているところであります。

また、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の第18条に、「鳥獣または鳥類の卵の捕獲または採取等をした者は」、適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として、「環境省令で定める場合を除き、当該捕獲物等又は採取等をした場所に当該鳥獣または鳥類の卵を放置してはならない」とされております。

その中の環境省令が平成26年に出された鳥獣の保護及び管理を図るための基本的な指針と捉えています。その指針の中では、捕獲物等は原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合に限り、生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することとなっております。

この方針に基づき、県、各市町村とも一体となって狩猟者への周知を行っているところです。

獣肉の資源として活用につきましては全国的な課題であり、それぞれの市町村や団体、個人での取り組みがなされています。秋本議員におかれましては、平成27年の第3回、平成28年の第1回でも議会の中でも一般質問で獣肉利活用に関する御質問があり、獣肉処理施設整備の補助事業や県内の先進的な取り組みについて答弁をさせていただきました。

近隣の処理施設について、農林課で把握しております情報を御紹介いたしますと、秋本議員の紹介、案内で視察しました北川ベニソンは、町としての体制が整えば、個体の持ち込みも可能ということでしたが、昨年11月に営業を中止されています。西米良村の施設につきましては、販売ルートは確保はされているようですが、捕獲頭数が減少し、思うように肉が集まっていないとお聞きしております。

高千穂町の数名の猟友会で組織された加工グループは、道の駅等への販売を行っておられるよ

うです。山都町については、町営の施設を建設予定で、4月末に完成するということでしたが、若干延んでくるのかなという話もお聞きしております。具体的な販売ルートはこれからの課題検討であるということをお聞きしております。

現在、本町におきましては、町営の処理施設の計画はございませんが、去年の答弁でも申し上げましたとおり、団体・個人で施設整備に対する要望や計画等が上がってくれば、関係機関と連携をとりながら、有利な補助事業を導入していく考えであります。

しかしながら、捕獲からの運搬時間や解体処理など課題が多い上に、個体を集めても、その売り先が不透明な状況であります。これからも引き続き全国的な情報収集を行いながら、また、近隣の処理施設の動向を見ながら、検討してまいりたいと考えております。

町議会内にも有害鳥獣対策チームが編成され、県内・県外の有害駆除の取り組みや獣肉処理・加工施設の視察研修も行われておりますので、担当課であります農林課と情報を共有をしていただき、獣肉の利活用につきまして双方で協議を行いながら、その方向性について検討していく必要があると考えております。

私からは以上です。

○議長（小笠まゆみ君） 4番、秋本良一議員。

○議員（4番 秋本 良一君） 4番、秋本良一でございます。今、町長のほうから答弁をいただきました。

町長おっしゃるように、北川ベニソンは、県の普及協議会の会長も盛武さんはしていらっしゃるわけですが、現在のところ諸事情により休止と、休んでおるところでございます。

そしてまた、西米良村、高千穂の駅での販売等についても、今、答弁いただいたとおりであります。処理加工施設の件でありますけれども、熊本県の山都町のほうで、今取り組んで、解体・処理工場と販売の許可まで含めた工場の新設に向けて、私が山都町の担当の方とのお話の中でこのことではありますが、3月中に契約をするということで、3月中に契約をして前渡金の支払いまで終わらして、4月ぐらいからの着工になるだろうということで、完成については6月か7月ごろになるという見込みだそうであります。

なぜ遅れているかということ、これは保健所の施設等の許可基準というのが厳しくなってきたというか、最初の予定から変わってきたということでございます。

というのは、極端に言いますと、今までは解体処理がテーブルの上で、台の上に捕獲した獲物を乗せて解体をしていて、それでよかったということではありますが、そういった基準のほう厳しくなりました、今回からはつり下げた解体でないと保健所の許可がおりないと、もろもろのそういったことがございまして、設計等のほうにもちょっと時間がかかったということで、29年度の6月か7月ごろには完成するでしょうということでもあります。

そういうことを考えますと、私どもの地域からすると15分ぐらいで予定地が旧清和村でございますので、15分足らずで町からですと行かれる距離になります。町長がおっしゃったように、捕獲されてからの時間的なものもありますでしょうし、そのあたりもどっちかといいますと、近くにそういった解体処理・販売加工場ができるということでございます。

で、先月の2月の28日に、これは教育委員会のほうの主催であったかと思いますが、ジビエ料理専門店の西村直子先生が来て講演をしていただきました。この中で、非常にうれしかったのは、中学生が地域で学んだことを発表する五ヶ瀬デザインプロジェクトに関連して、害獣といわれる鹿やイノシシから資源価値を見出し、地場産業を活用した食への理解や五ヶ瀬の魅力について考えるということで、ジビエの世界とこれからの五ヶ瀬の魅力創出ということで講演があったわけあります。

これほど皆さん方がやはり関心を持っていただいているものの一つであろうかというふうに思っておるところであります。

で、先ほどの町長がおっしゃった環境省の、私の手元にあるのは27年5月29日の文書が来ておりまして、これからしても、今、町長がおっしゃったように、やむを得ない場合を除いて埋設ができるというようなことが書いてあるのは、私もこれを見てわかっておるところでございます。

そうした中で、今までのこの捕獲をしたのが資源として生かされていない。また、生かされていないというか、どういった方向で持っていくべきかということが、これからの一番の課題でもありますし、先ほどおっしゃいましたように、幾度となくこのお願いというのは議会の場でもしておるところであります。また、私自身もあちこち視察に行ったり、勉強をそれなりにさせていただいているところでございます。

やはりこれは出口がなかなか見つからないということかというふうに思いますが、入り口は、先ほどの答弁からしますと、猟友会の方々の組織を通して処理・解体施設、いわゆる肉の販売も含めてであります。そういうのができますと、この出口というのが見つかるわけでございまして、先ほど言いました清和工場のほうの受け入れもできないのかなということで、個人的には担当の方とそういうお話をしているところでございます。ぜひ、その件についてもよろしくお願ひしますということで、担当の方もお話をいただいているところが現状でございます。

町としても、ぜひそういったことで、組織で対応する場合は町単でも補助が可能かどうか。もし、こういうことでやれるということになれば、何月ぐらいころからそこをやっていかれるのか、そのあたりをお尋ねいたしたいと思っておりますので、お願いいたします。

○議長（小笠まゆみ君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。秋本議員からの再質問にお答えいたします。

まず、山都町の清和の解体所については、私自身まだ担当の方とお話ししてませんから、農林課の情報としてのお話を伝えさせてもらったところですが、6月、7月ぐらいに完成することになるんじゃないかという御紹介でありましたので、農林課を通じてさらにこちらへの持ち込みとか、そういった協議は順次進めていきたいと思っております。

また、御紹介いただきました五ヶ瀬デザインプロジェクト、パワーアッププロジェクトの西村直子先生の講演を私も聞かせていただきましたし、個別にお話もさせていただきました。獣肉関係の取り引きについての解体処理は非常に難しい部分があるというお話もされていましたが、その西村先生自身も全国いろんなところからやはり猪肉とか鹿肉を取り寄せられていると。なかなか高知県内でも差があって、非常に難しいという話をされていましたが、解体所の収支がとれているのが、高知県内でも数カ所かなというのがありましたので、やはりなかなか難しい部分が多いんだろうなというところのお話をお聞きしたところでございます。

また、出口が見つからない部分は販売先なんですけど、秋本議員がありましたとおり、猟友会等も含めた話し合いはもう少し歩進んだ議論が必要かなと思っておりますし、そこ辺でどういった施設をつくろうやという合意がとれれば、先ほど答弁させていただきました国の事業もありますし、仮に国の事業に該当しなければ、県の事業はよくわかりませんが、町の制度事業にも乗せるようなことも考えないかなのかなと思っておりますので、まずは国の事業で乗せるような事業を、本当に合意形成ができれば、進めていきたいと思っております。

私からは以上です。

○議長（小笠まゆみ君） 4番、秋本良一議員。

○議員（4番 秋本 良一君） 4番、秋本良一です。今、町長の答弁の中で、この猟友会の合意があればということでございます。実は、今、個人的にそういう解体処理場をやりたいと言う人もいらっしゃるんですけど、実際に動き始めてはおりますが、ただ、やっぱりそうした材料代だけでも何とかならないのかなというお話も聞くところでございます。

で、私の個人的な考え方といたしまして、国の事業でお願いしたいという気持ちは今のところはありません。というのは、捕獲頭数としても400頭以上が集まらないと採算ベースには乗らないという話も聞いておりますし、町内での使われる肉といいますか、加工処理できる肉が400頭となってくると、かなりの数量になりますので、五ヶ瀬だけの加工場というのはちょっと厳しいんじゃないかなというふうに私は思っております。

ですから、先ほどから言いますように、町内にはそうした保健所での許可の中で解体処理と、それから肉の販売の施設でいいというふうに私は思っております。で、その場所的なものもあるでしょうし、そうしたことで猟友会の方々とも相談をして進めていくように、今後も私どもは私どもの立場で進めていきたいというふうに思っております。

そこで、もう一度お尋ねしますが、そういう方向で、おっしゃいました国の補助とかになりますと、かなりハードルが高く、施設のにも厳しいものが要求されるんじゃないかなというふうに思います。そうした解体処理場ということと肉販売になってくると、そんなに大きな施設は要らないわけでありまして、現に高千穂の押方のほうに猟友会の方が2カ所ほどあります。そこを町の農林課の担当職員の方と一緒に見せていただきに行きました。それは本当に、面積的には2坪ぐらいですか。それぐらいでそんなに大きな規模じゃないけれど、保健所の許可をとっていらっしやるということで、要は、そういった規模でいいんじゃないかなというふうに思います。

ですから、時間的にも非常にもうたっているわけでありまして、できたら、もう町単でも補助なり、材料の助成なりしていただいて、やはり29年度には大字ごとにでも、どこかに1施設だけでもつくっていただくということを切にお願いを申し上げたいというふうに思いますが、その点についてまたお尋ねしたいと思います。

○議長（小笠まゆみ君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町単事業、国庫補助事業に乗らない小さな規模の解体所、またはそれに対する販売所という話でございます。

若干、原課、農林課のほうでも要望が出ている部分もあるとお聞きしていますので、ちょっと具体的な取り組みになりますので、現行の農林課の取り組みについて、担当課長から説明させたいと思います。

○議長（小笠まゆみ君） 農林課長。

○農林課長（田原 昭生君） 農林課長です。秋本議員の町単事業での取り組みにつきまして、若干私の把握している範囲をお答えいたします。

秋本議員おっしゃいますように、28年度にも単独で猟友会の何名かの組織の方が、こういうのをやりたいちゃけどという申し入れがありました。ただ、それが自分の自宅のそばにつくられるような施設ということで、その申請された方も結構高齢でありましたので、何年か後には別の施設としての使われ方があるんじゃないかという判断をいたしました。

町としてというか、私たちとしては、どうせつくるのであれば、皆さんが利用できるような施設というふうに捉えていますので、そういったところからの場所を選定できれば、もっとまた話も違ったのかなと思っています。

あと、先ほど、高千穂のほうの話もありましたけど、高千穂のほうも、今やられているのは、町の補助を使われていない施設だとお聞きしています。で、高千穂も昨年、単独に対する事業として、1施設当たり大体10万円ぐらいの補助を考えておられましたが、申請のほうはほとんどなかったみたいです。そういった形もありますので、今後、そういった形だから町の単独としては予算が組めないんじゃないかという考えじゃなくて、そういった猟友会とかそういう数名の方

での申し入れがあつて、これは試験的にやる必要があるんじゃないかというのが出てくれば、それは取り組む必要があると思いますけど、それが29年度でやらにゃいかんのかという話にもなつてきますので、それはちょっとここではこの回答はできないと思いますけど、先ほど言いましたように、出口がはっきりしていないというので、つくったはいいけど、後の有効利用ができない施設であれば、何のためにつくったとかという話になってしまいますので、そこ辺を踏まえながら、担当課としても周りの情報をいろいろ集めながら、そういった形でまた予算のほうを上げていければ、そういった形の予算要求を行っていきたいと思っています。

以上です。

○議長（小笠まゆみ君） よろしいですか。

.....

○議長（小笠まゆみ君） 次に、2番、佐藤成志議員、御登壇願います。

○議員（2番 佐藤 成志君） 2番、佐藤成志です。通告に従い一般質問を行います。

高齢者の運転免許証返納後の対応について伺います。

近年、町内高齢者の運転免許証返納がふえてきています。高齢者にとっては重大な決心が要ることです。町内高齢者にとって車の運転ができないことは、病院への通院、買い物、農作業等できなくなり、大変不自由な生活をすることとなります。そのため、返納したいがなかなかできずに運転を頑張っておられます。

しかし、高齢者を不運な事故等に巻き込まれないようにするためにも、何らかの対策を立て、免許証を返納されても大丈夫である環境づくりが必要であろうかと思います。多数の高齢運転者がいます。今後はもっとふえます。早急な対応を望みますが、町の取り組み状況、考えはどうなっているか、伺います。

○議長（小笠まゆみ君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。佐藤成志議員からの高齢者の運転免許証返納後の対応についての御質問にお答えします。

まず、本町の65歳以上の高齢の方の運転免許所持数であります。ことし1月現在で875名の方が車もしくはバイク等の免許を所持しておられます。この875名の中の41.3%、361名の方が75歳以上の方であります。

次に、高齢者の方の免許返納の状況であります。平成28年1月からことし1月までの免許返納者は8名であり、昨年より65歳以上の方の免許返納率は0.91%と決して高くない数字であると感じております。

近年、高齢者ドライバーが引き起こす交通事故が大きな社会問題となっております。このような事故を受けて、運転免許証の自主返納が進められているわけですが、免許返納率が高

くない要因として、本町の場合、先ほど議員からありましたとおり、日常生活における移動の手段として自動車が必要不可欠なものとなっており、議員からの趣旨にもありましたとおり、高齢の方であって多少なりとも運転に不安を持っておられるような方でも、運転免許証を返納した後の生活の中の移動手段に不安があるということなどから、なかなか自主返納に踏み切れないのではないかと考えております。

運転免許証を自主返納しやすい環境整備の一環として、現在、メリット制度というのも県内各自治体においていろいろ考えられ、また実施されておりますが、今あるメリット制度につきましては、返納直後の単発的な制度が多く、返納後の対策には余りつながっていないんじゃないかと思われる制度が多いようであります。

先ほど、本町における運転免許証の自主返納率は高くないと申し上げましたが、75歳以上の高齢者運転に関する高齢者講習等の内容が先日大幅に改正され、道路交通法が施行されました関係もありますから、今後、免許証を返納される方もふえてくるのかなとも一方では思っているところでございます。

いずれにしても、本町の場合、高齢になっても、障害があっても、今まで暮らしてきた地域で安心して暮らし続けるためには、移動・外出は欠かせません。運転免許証を返納して通院や買い物等の日常生活に不便を感じられてしまう方たちのために、何らかの支援は今後必要であろうと思っております。

現在、町内にはコミュニティバスGラインが走っておりますが、これらのバスの利用が可能な条件がそろっている方たちにとっては、ある程度運転免許証の返納による日常生活における問題はそう大きくないとは思いますが、そのバスの沿線から遠いとか、バス停までがまた遠いとか、またそこまで行くのに歩いて出ていくことが難しいというような高齢者の方もおられるかもしれません。それぞれに求められるニーズというものは、個人ごとに異なると考えております。公的予算や町費のみで全てをカバーするということは難しいかと思いますが、大きな予算を伴わなくても、問題の解決できる芽は必ずあるんじゃないかなと思っているところでございます。

これからは、それらの仕組みづくりについて、関係機関と十分に協議しながら、早目の検討また早目の結論を出したいと思っております。現段階ではこういう回答しかできませんが、私からは以上です。

○議長（小笠まゆみ君） 2番、佐藤成志議員。

○議員（2番 佐藤 成志君） 2番、佐藤です。平成29年からの返納者が、28年からですが、1年間で8名ということであります。非常に少ない。先ほど、町長が話されましたように、もううちの現実からして、山間地域では車の免許証を返納するということは、いわゆる死活問題につながるということになりますから、返納率が悪いんです。返納してくださいという促進をしてい

るわけではないんです。ただ、返納した後に大丈夫な生活ができるかというのが、やはり問題です。

3月12日ですから、おととい、改正道路交通法が施行されて、高齢者運転の交通安全対策が強化されました。運転免許証を更新する際に受ける認知症検査、高齢者講習とかというのが、さらに免許センターでいろんな対策を打っているという状態であります。

ただ、これを素直に、全てこちらに当てはめてしまいますと、もううちにとっては、もう大変な問題になりますので、なかなかそれができないんです。

で、県内と県外にいろんなことで対策を立てている、既にもう実行されているところがあります。先日の報道では、西米良村がタクシー券を配りましたということもありましたし、富山のほうでも、いわゆる県外のほうでも相当いろんな対策をしています。

その中で、やはり自分たちの地域に合った対策を立てなければどうしようもないというのが、先ほどGラインの話も出ました。確かにそうです。もうGラインがすぐ自分の家の横を通っている人たちは問題がありませんけど、Gラインが外れているところについては、もう非常に問題がまた出てきていますので、一つ一つ対策がまた違うかと思います。その中の対策を充実させてもらわないと、どうしようもないんですね。

で、事故の比率から見ますと、大きい事故で、よくマスコミ等で報道されているのは、アクセルの踏み間違いで歩行者に突っ込みました。お店に突っ込みましたというのがほとんどなんですが、この西臼杵管内、五ヶ瀬町内も含めてですけど、西臼杵管内では、やはり事故第一当事者、自損事故を起こした、物損事故を起こしたという人たちは、昨年、27年でいえば121名いらっしゃるそうです。

で、その中のほとんどが前方不注意であったり、安全不確認であったりということです。ということで、軽微な事故が多いんです。軽微な事故が多いから安心であるというわけではないんですけども、大事故につながる以前に何らかの対策を打って、高齢者が安心して住めるという状況にしてやらないと、どうしてもやっぱりいけないと思います。

先ほども人数の中で、確かに75歳以上、361名、あと10年後、全員85歳になりますが、それまでにどうなるかと。65歳でしたら、この75歳以上を含めてですけど、857名いらっしゃいます。この857名が10年後、15年後にはどうなるかということがありますので、少しずつでも対策を打って、一番いいところに行き着くには時間がかかりますが、そのあたりを、町長の見込みではこの対策をどれぐらいの期間をもってやりたいのかということ、また伺いたいと思います。

○議長（小笠まゆみ君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。佐藤成志議員からの再質問にお答えいたします。

今、コミュニティバスの事例も取り上げていただきましたが、非常になかなか難しい問題であります。

で、西米良村の紹介がありましたけど、タクシー利用券の交付ということで14万4,000円を交付されるということで、県内ではそこが金額的には一番大きいんですが、そういった取り組み、また、あとは温泉券を配るとか、福祉利用関係の部分のサービスもやられている。ただ、若干免許証返納とは余り直接関係つかないという意味で、単発的な助成制度をやられているという紹介をさせてもらいましたが、やはり抜本的なところは、先ほどありました新たな交通方式を考え出さないと厳しいのかなと思っています。

例えば、全ての人がタクシーを使って、それを全部町が出せという極端な話等も出るかもしれませんが、そういった公費の支出はできないと考えていますので、地域助け合い型の移動サービスという、特に五ヶ瀬は福祉をメインにいろんなまちづくりをやっておりますので、いろんな輸送の対価としての地域通貨的なものの利用とか、無償輸送型、介護とか家事近辺の援助等のサービスと一体的にやる輸送とか、いろんなそういう助け合いでやれるような移動サービスができんのかなというのを、今、考えています。

ただ、これはいろんな関係機関としっかりやっていかなきゃいけません。社協のサロンとか、デイサービスの利用者で送迎途中に買い物をするとか、そんないろんな考え方も出てきますので、今後、いつまでかとなると非常にはっきりまだ申せませんが、来年度からそういった話し合いもスタートさせたいということで考えています。

また、今、自治公民館のあり方も佐藤成志議員も含めて議論いただいておりますが、宮崎市の高岡町では、乗り合いタクシーの運行協議会設立というの、自治公民館組織を中心にやられているという事例もあるようでございます。そういった事例もしっかり調査しながら、どういう形が五ヶ瀬町に最も合う移動手段のシステムなのかというのを、今後検討していくということで考えています。

以上です。

○議長（小笠まゆみ君） 2番、佐藤成志議員。

○議員（2番 佐藤 成志君） 2番、佐藤です。なかなか難しい問題というのはわかっております。うちのおやじも86歳になりますけど、まだ運転の免許証をこの前切りかえに行きました。まだ乗るぞということです。

ということで、そういう方がいらっしゃるんですが、やはり何でかちゅうたら、もう病院に行かれない、買い物に行かれない。もう全く自由な行動がとれないというのが現状であるからだと思います。うちの地域を含めて、町内至るところのこの高齢者の人たちの、本当は返してもいいっちゃけど、今返したら自分の生活ができなくなるというのが現状だと思いますので、そこを含

めてやはり十分な検討が必要かと思えます。社協との協議、またはこの前からあります次年度から取り組もうという地域のもうひとつの見直しという、公民館を含めてそういう話し合いの中でも、こういうのも十分に検討材料として入れてもらいたいと考えております。

まずは、高齢者の人がこの免許証を返したいけど返せないことによって不幸なことに巻き込まれないということが一番だと思えますので、一歩ずつですけども対策を打ってもらいたいと思えます。あと10年後、15年後は我が身になりますので、それまでには十分に充実した五ヶ瀬らしいこの対策、福祉の町としての対策を打ってもらえればと考えております。

以上です。質問を終わります。

.....

○議長（小笠まゆみ君） 次に、1番、甲斐政國議員、御登壇願います。

○議員（1番 甲斐 政國君） 1番、甲斐政國です。通告に従いまして一般質問を行います。

質問事項、有害獣対策について。

質問の要旨、有害獣対策。まずは個体数を減らすことが第一と考えられます。平成27年度の被害状況を見て見ますと、農林業を合わせ推計で3,000万を超えており、その対策が急がれます。現在の1頭当たりの捕獲補助金は、イノシシ9,000円、イノシシの幼獣5,000円、鹿9,000円となっており、平成27年度の実績で、イノシシ、鹿合わせて1,531頭、1,354万3,000円の補助金が支払われております。

うち、町費についてであります。ここで訂正をさせていただきます。町費につきまして、通告書では176万7,000円としておりましたが、正確には406万3,000円が正しい数字でございますので、訂正をさせていただきます。

また、高齢化する猟友会会員の喚起を促し個体数を減らしていくためには、補助金の増額が必要と考えられます。有害獣対策と補助金の増額についての考え方を伺いいたします。

○議長（小笠まゆみ君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。甲斐政國議員からの有害獣対策についての御質問であります。

補助金等の増額についての御質問があるようですが、まず、具体的な取り組み等の問題もありますので、担当課の農林課長から答弁をさせます。

○議長（小笠まゆみ君） 農林課長。

○農林課長（田原 昭生君） 農林課長です。甲斐政國議員の有害獣対策についての御質問につきまして、数字的な部分もございまして、私のほうから現状につきましてお答えいたします。

当町の有害獣対策につきましては、これまで侵入を防ぐ防御対策と捕獲対策を重点的に取り組んでいるところです。御質問の中の平成27年度の被害額につきましては、毎年県に提出いたします農作物被害状況調査からの数字だと思えますが、ここで被害額の推移につきまして御報告申

し上げますが、平成24年度が1億2,300万円、25年度が5,400万円、26年度が3,200万円、27年度が3,100万円と減少している状況です。

しかしながら、この数値につきましては、町民のアンケート等の結果をもとにした数字でありまして、記入された方のそれぞれの案分的な数値であります。その集計でありますので、年間の被害額として断定できる数字ではございません。

ちなみに、宮崎県北部農業共済組合からの資料によると、水稻共済に加入されている方の水田で、平成27年度の被害面積、9ヘクタールとなっています。共済金の支払い総額ですけど、360万となっております。ほかの品目の被害を想定しましても、年間で3,000万を超える被害が出ていないと、担当課では推察しているところです。これもひとえにこれまで取り組んできた地域ぐるみの防御対策と狩猟者の御協力による捕獲対策で、確実に被害は減少していると認識しています。

防御につきましては、これまで国・県の事業に積極的に取り組んでいるところで、議員におかれましても十分御承知のこととは思いますが、改めて御紹介させていただきます。

まず、国の事業である鳥獣被害防止総合支援事業により金網柵、ワイヤーメッシュ柵、鹿ネット、電気柵の侵入防止柵の整備に取り組んでおり、平成28年度で総延長約34キロ、総事業費が約3,500万円の事業に取り組みました。資材代100%補助の事業で、平成23年度から取り組んでおりまして、今までトータル約150キロの総延長となっております。

この数値につきましては、近隣の市町村では最も多い数値であります。

次に、県単事業としまして、予算措置のある鳥獣保護区等周辺被害防止事業により、乾電池式電気柵を毎年導入しています。平成28年度で45基の設置を行っておりまして、電気柵につきましては前々から要望も強く、できるだけその年に皆さんに行き渡るように、希望者全員に配布できるよう、県と調整しながら導入しているところです。

ほかにも、特用林産物獣類等被害防止対策事業により、シイタケの鹿からの食害を防ぐためのネットまた電気柵の設置の事業にも取り組んでおります。

また、森林被害を防ぐため、西臼杵森林組合が事業主体で取り組まれている森林整備事業に対する上乘せ支援としまして、鹿ネット設置に対する助成を行っています。鹿ネットの設置単価が見直されたことによりまして、森林所有者の負担を軽減するために、新年度からは単価を見直して助成を行う計画であります。

続きまして、捕獲につきましては、イノシシ、鹿の侵入、食害等が確認されれば、町内の駆除班へ鳥獣捕獲許可を発行しまして、1年間を通じて猟期以外でも有害駆除ができる体制をとっているところです。

捕獲経費の支援としましては、国の事業である鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に取り組ん

でおります。平成27年度の実績につきましては、先ほど、議員からも紹介がありましたけど、イノシシ、鹿を合わせて1,105頭となっており、1頭当たりの国からの捕獲交付金8,000円に町費を1,000円上乗せし、全体で994万5,000円の支払いを行っています。

次に、県の事業である鹿捕獲特別対策事業にも取り組み、平成27年度の実績が160頭、1頭当たりの県からの捕獲交付金4,000円に町費5,000円を上乗せして、全体で144万円の支払いとなっています。

その他、国、県の予算の配分枠より超えた分を町単独として、1頭当たり9,000円の同額の交付金を支給し、207頭分、186万3,000円の支払い、また、イノシシの幼獣ですけど、幼獣に対しましても町単独で予算化し、1頭当たり5,000円の59頭分、29万5,000円の支払いを行っています。

27年度の捕獲頭数全体が、先ほどありましたように1,531頭、総事業費1,354万3,000円で、内訳が国費884万円、県費64万円、町費が406万3,000円となっています。

平成28年度につきましては、きのうまでで1,422頭で、昨年度よりは100頭ほど下回る実績になる見込みです。

御質問の中の捕獲交付金につきましては、各市町村とも有害鳥獣の被害等、それぞれの状況に応じて国からの8,000円を基準に町の上乗せ分が異なっています。近隣の町村で見ると、鹿捕獲に対して最大が1万5,000円で、7,000円の町費の上乗せをされています。イノシシにつきましては、1万円ということで、2,000円の上乗せをされている町村があります。西臼杵3町で見ますと、日之影町が鹿捕獲に対して2,000円の町費上乗せを行っているようです。

予定では、新年度より高千穂町が鹿捕獲に同じく2,000円の上乗せを行う話もお聞きしています。西臼杵につきましては、3町で有害鳥獣対策協議会を立ち上げて、広域に防御・駆除の両面から事業に取り組んでいますので、高千穂町、日之影町の状況を見ながら、新年度では交付金の見直しも必要かと担当課では考えているところです。

ただ、捕獲頭数も横ばいでありまして、狩猟者の高齢化の中、仮に交付金を増額しても、これ以上劇的に捕獲実績が上がるとは思えない状況でありますので、これまでどおり防護柵整備等の事業に積極的に取り組み、関係機関の指導、助言等をいただきながら、地域ぐるみの防御体制をさらに強化していくことが重要と考えます。

町内の狩猟者の方におかれましては、仕事の傍ら有害鳥獣駆除に従事していただいていますことに心よりお礼を申し上げます。現在、5班体制で区域を決めて従事していただいています。

新規免許取得者は年間数名でありまして、どの班も高齢化しています。今後、班体制の見直しも必要になってくる時期が来るかと思いますので、定期的に猟友会支部長さん、また各捕獲班長さんとの協議を行う中で、捕獲の観点から町に対しましての御指導、御助言等をいただくことをお願いして、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小笠まゆみ君） 1番、甲斐政國議員。

○議員（1番 甲斐 政國君） 1番、甲斐政國です。ただいま農林課長のほうから詳しく御説明をいただいたところでございますけれども、現在の町の猟友会に登録をされている方々の状況を見てみますと、これは年齢ですけれども、先ほども話がありましたけど、20代で3名、30代で4名、40代7名、50代が18名、60代45名、それ以上、70代以上ということになりますけれども29名、合わせまして106名の方が登録をされておりまして、60代以上が74名、69.8%ということで、非常に高齢化が進行しているということが伺えます。これは農林課長の話のとおりでございますけれども、そのような中においても、猟友会の方々には頑張っていたいておるといふふうに思うんですけれども、平成26年度の捕獲頭数が1,407頭、そして平成27年度が1,531頭、今年度におきましてはまだ1,422頭ということで、若干下回っているということではございますけれども、そういうふうにして捕獲頭数が一定の状態になってきているということ、それから、その説明がございましたけれども、やはり防御、防護柵等の整備というのが年々されておりまして、被害の状況というのも和らいでいるとは思われますけれども、しかしながら、先ほどの数字です。3,000万円を超えていると。正確な数字ではないということではございますけれども、ただ、そういうふうにして上がってきているということであれば、やはりそれぐらいの被害は出ているんじゃないかなろうかと思えるところでございます。

そしてまた、有害駆除班のことも少し触れられましたけれども、現在、五ヶ瀬には5班ございまして、メンバーは全て猟友会の方々で構成されているということでもあります。三ヶ所に3班、桑野内に1班、鞍岡に1班、それで、人数もそれぞれ違います。多いところで30名、少ないところで14名ということではございますし、また、それぞれの猟友会の有害駆除班の取り組みというのも多少温度差があるというふうに聞いておるところでございます。

この活動費の助成、これは一律10万円ということに聞いておりますけれども、そこで少しでも活動費の助成ができれば、猟友会の方々も少しはやる気が出てくるのかなというふうに思います。ただ、高齢化だから大変ですよという話も聞きますけれども、そこ辺に多少問題があるとなれば、やはりその捕獲頭数に対する支援というのが一番猟友会の方々にはありがたい施策ではなかろうかというふうに思っております。

このことはまた後ほど質問させていただきますけれども、今回の質問では、有害獣対策と交付金の増額としておりますので、まずは、その有害獣対策のところでお聞きしたいというふうに思

いますけれども、有害獣捕獲指導員設置事業というのがございます。これはちょっと説明がございませんでしたけれども、現在1名の方が4月から10月までの7カ月間ということですが、従事されております。で、11月から3月までは猟期に入るからということで、その間が外してあるというようなことでございますけれども、外された人が猟期中、毎日猟をするわけにもいきません。やはりその方が出られなくなったということで、捕獲それから指導が制限されてくるのではなかろうかと。当然その捕獲頭数にも影響が出てくるのではないかというふうに思っております。

そしてまた、猟期に入ったからといって、今の猟師の方々が常に捕獲に出るということもなくなってきたのではないかなというふうに思っております。ですから、その捕獲指導員の設置事業というのは大変大事ではないかなというふうに思っているんですけれども、できれば通年で雇用できないのかということ。で、できなければ、これ2名体制はとれないのかと。2名となれば安全の面から、それから捕獲の面、指導につきましても行き届いて進んでいくんじゃないかなというふうに思っておりますので、この点についての考え方を伺いたいと思います。

それから、もう一点でございますけれども、有害獣被害対策実施隊というものについてでございますけれども、我が町におきましては既に実施隊というのは設置済みでございますけれども、実施隊を設置することによって、また、その隊員となることでさまざまな優遇措置が受けられるということでございます。

これは農林水産省、平成28年の3月で、鳥獣被害対策実施隊の設置等についてというところで、この優遇措置というのが書いてございますけれども、まず1番目に、その技能講習の免除ということで、一定の要件を満たす実施隊員については、銃法等に基づく猟銃所持許可の更新等の申請に際して、技能講習は免除されるということ。多分、射撃場でやるやつだろうというふうに思いますが、それが免除されるということと、あと、狩猟税の軽減ということで、実施隊員のうち主として捕獲に従事することが見込まれる者は、狩猟税が非課税ということで、狩猟者は、これ散弾銃につきましては1万6,500円狩猟税を納めるわけですが、これがゼロということになる。

それから、公務災害の適用ということで、実施隊のうち民間の隊員については、非常勤の公務員となり、被害対策上の災害に対する補償を受けることができるというのがございます。

それと、4番目に、活動経費に対する特別交付税措置ということで、市町村が負担する実施隊の活動に係る経費については、その8割が特別交付税で措置されるということが書いてございます。

それから、5番目、これはライフル銃でございますので、なかなかこれは宮崎県は該当しないというふうに思うんですが、ライフル銃の所持許可の特例ということで、実施隊員であれば継続

して10年以上、猟銃の所持許可がなくても、銃法等に規定する事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とするものとして、ライフル銃の所持許可の対象となり得ます。

というようなことで、こういった優遇措置があるわけでございますけれども、こういった実施隊制度を効率的に使うことができないのか。猟友会等の協議が必要というふうには思いますけれども、お互いに負担のかからないようなシステムで優遇措置なり、捕獲の優遇措置を受けながら捕獲実績を向上させるというようなことは考えられないのか、以上、2点について少しお伺いしたいと思います。

○議長（小笠まゆみ君） 農林課長。

○農林課長（田原 昭生君） 農林課長です。まず、1点目の有害獣捕獲指導員の関係の御質問からお答えいたします。

まず、議員おっしゃいますとおり、今、7カ月間を期間としまして、1名の方に町有害獣捕獲指導員として設置しております。で、委託先が森林組合のほうに委託しております、そこの契約でうちは結んでいるんですけど、7カ月という期間が、本当は1年間でうちは提示したんですけど、猟友会との話の中で、猟期内は自分たちの猟の関係もあるから、その分は外してもらわなければ困るというふうなことを聞いて、で、7カ月間としております。

で、2名体制という話もうちのほうから猟友会のほうに持っていったんですけど、なかなかもう一人という方が決まらなくて、我こそはみたいなところもちよっとあるもんですから、今、うちが頼んでいる指導員の方は町のほうで選定した指導員の方であります。

で、森林組合とのやりとりする中で、先ほど議員が言われましたように、1名では非常に危険性もありますので、そういった形もあるからということで、場合によっては森林組合のほうで委託料の範囲の中で1人雇用していただいて、常勤じゃないと思うんですけど、そういった形で臨時的な措置もしていただきたいという話は伝えておりますので、さらにこの辺は、新年度、また森林組合のほうと詰めていきたいと思っています。一応、また7カ月の委託になるんじゃないかなと考えているところです。

それと、2点目の質問ですけど、鳥獣被害対策実施隊につきましてですが、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のため特別措置に関する法律の中で、市町村は被害防止計画に基づいて、被害対策実施隊の設置が可能とされています。

町では、議員おっしゃいましたように、24年の3月に策定しましたが、これは国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用するために策定したものでありまして、この計画に基づき金網・フェンス等の侵入防止柵を積極的に導入しているところです。

捕獲対策実施隊につきましても、同月に設置要綱を定めまして、五ヶ瀬町鳥獣被害対策実施隊

設置要綱の第2条第1項に、町長が町職員のうちから指名する者、また第2項に、被害防止計画の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者で、対象鳥獣の捕獲等を適正かつ効果的に行うことができる者のうちから町長が任命するものとなっております。しかしながら、現時点では、町職員の5名の編成ということになっているところです。

ほかの町村では、地元の有害駆除班を実施隊員としているところもありますが、当町の場合、先ほどの一般質問でもありましたけど、有害鳥獣駆除班が5班ある中で、それぞれの区域で有害駆除に携わってもらっていますが、いずれの班も高齢化しております。また、今、班分けをしてくるんですけど、班以外のところでわなをかけられたりという事例も出ておりますので、今後、班編成とか区域等を見直す中で、鳥獣被害の状況によりましては、実施隊員としての検討をしていかなければならないと、担当課としては考えております。

以上です。

○議長（小笠まゆみ君） 1番、甲斐政國議員。

○議員（1番 甲斐 政國君） 1番、甲斐政國です。有害獣捕獲指導員設置事業、これは以前は緊急雇用対策事業か何かで、国の補助でできていたというふうに思うんですけども、現在は事業費の約14%ぐらいが補助されているということで、なかなか厳しい事業になってしまったなというふうには思っているんですけども、やはりこの捕獲指導員があったおかげで急激に伸びたというのも実際の問題としてございます。

で、猟友会との協議がなかなかうまくいかなかったというようなことでございますけれども、以前からですけど、その猟友会との協議というのが頻繁に行なわれているわけではないというふうに、私なりに思っております。

ですから、なかなか理解をしてもらえない。そういうところで協力してもらえないというところが非常に多いんじゃないかというふうに思っておりますので、ここ辺のその猟友会とのいろんな会合というのをもう少し広くやっつけていかれると、数回重ねてやっつけていかれると、もう少しその理解が得られるんじゃないかなというふうに思っております。

で、その指導員設置事業の1名でございますけれども、これは実施隊員として併用はできないのかなという気が、一つはしております。

それから、ほかの町村の話もされましたが、その実施隊の話です。実施隊員のことですけども、これ西米良では一応60名の猟友会のメンバーその全員、これは入れられております。それで実施をされているようですけども、今、駆除班への助成金というのが10万ずつ、5班ということで、106名。これを1人あたりに換算してみますと、大体4,700円ぐらいの金になるんですけども、この実施隊員になれば報酬ということになるようでございますが、例えば、報酬を年間5,000円とか、7,000円とか払って、この方々全員をその実施隊員にすること

によって、実施隊員としての優遇措置というのが受けられるということになれば、これは1回親身になって相談してみる必要があるんじゃないかなというふうに思うんです。

で、これ理解が得られれば、お互いいいんじゃないかなと。技能講習が免除になったり、それから狩猟税が非課税になったりするんであれば、もしかしたら、猟友会の方というのは御存じないのかもしれませんが。ですから、こういうのがありますよと、実施隊というのはこういうものなんですよ。もう実施隊もでき上がっているわけですから、あとはメンバーを町長が任命すればいいということであれば、それをしていただいて、お互いいい状況をつくって、そして狩猟が進むようなことを考えていけばなというふうに思います。この点、可能かどうかというのを1つお伺いしたいというふうに思います。

それと、有害獣の捕獲交付金についてでございますけれども、課長のほうからも説明がありました。私のほうも少し調べさせていただいたんですが、隣接する町村の現状、高いものについてちょっと説明させていただきますけれども、鹿については、諸塚村が1万5,000円、椎葉村が1万2,000円、それから日之影町、美郷町、山都町で1万円、五ヶ瀬の場合は9,000円となっております。

で、イノシシについてでございますけれども、諸塚村、美郷町、山都町で1万円、五ヶ瀬は9,000円と。イノシシの幼獣については、山都町は1万円ですけれども、ほかのところでは1,000円とか、2,000円とか、4,000円とかございますけれども、山都町は1万円、五ヶ瀬の場合は5,000円というふうになっております。

ちなみに、平成27年度の実績を26年並み、26年度は鹿も1万円だったというふうに思います。イノシシが9,000円だったかもしれませんが、例えば、イノシシも1万円とした場合に、イノシシの成獣が590頭ですから590万円、幼獣が59頭ですから29万5,000円。これは変わりません。鹿が882頭ですから、882万円。合計が1,501万5,000円ということになるんですけれども、冒頭申し上げましたとおり、平成27年度の交付金の額が1,354万3,000円ということでございましたけれども、その差が147万2,000円ということになります。

この差というのをどういうふうに考えられるのかと。町長の平成29年度にける熱き思いというもののなか、農林業の振興、かゆいところに手が届くような施策をやりたいというようなことがございましたので、そういう発言もございましたので、ぜひ前向きに検討できることなのかということも、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（小笠まゆみ君） 農林課長。

○農林課長（田原 昭生君） 甲斐政國議員の御質問にお答えします。

実施隊の中に、まずこの指導員の方を入れられないのかという御質問だったと思いますが、そ

れにつきましては、実施隊の中に入れるというのを、他の町村の状況もちよっとも見てみないとわからないんですけど、入れられないこともないとは思っています。

ただ、その予算的なものはどこかに委託しなければいけないような形になりますので、今のような形をとりながらの実施隊員なのか、それか、もう委託先を森林組合としなくて、町でという形にするのかというのは可能じゃないかなと思っています。

ただ、期間だけが、随分うちのほうも猟友会のほうに、支部長さんやらにも話したんですけど、なかなかここが折り合いがつかなかったところですので、ちょっとこの期間は、29年度もこの期間でいくのかなと、今の段階ではちょっとそれしか言えないところです。

あと、先ほど狩猟税の紹介がありましたけど、狩猟税につきましては、猟銃等が1万6,500円というふうな話でしたけど、町の方につきましては、ほぼ全部軽減税率が適用されますので、大体今言われた額の半額にはなるかと思っていますところ。

で、実施隊の中でのメリットは非常にあるとは思っていますので、言われましたように、日之影は猟友会を全部実施隊に含まれている部分もあって、もう、そういった情報がうちの狩猟者の方にも入っていますから、そういった話を聞かれて、もう向こうは狩猟税がただげなとかいう話をされるんですけど、実施隊の本当のあり方としたら、例えば、本当に有害獣駆除に積極的に携わってもらう方というのが、私たちは思っているところです。

高齢化の中で、ただ、わなにかかったやつがたまたまとれたから、それが実施隊かというのと、そうでもないような感じがしますので、班編成と、また班の範囲等も見直しながら、近い将来にはそういった形をとっていかなければならないと思っていますところ。

以上です。

○議長（小笠まゆみ君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。甲斐政國議員からの再質問についてお答えします。

鳥獣被害対策交付金事業について、他の自治体の取り組みも紹介をいただいたところでございます。特に、東臼杵——椎葉、諸塚については、諸塚が、鹿1万5,000円、それからシシが1万円、椎葉が鹿が1万2,000円、イノシシが8,000円という状況で確認はさせていただいております。フォレストピア圏域の首長さんの町村会等では、再三そういった議論もさせていただいております。

で、西臼杵3町が若干似たような数値でございましたが、先ほど農林課長の答弁にもありましたとおり、新年度から高千穂町も鹿を9,000円を1万に上げるという情報もいただいております。そういった中で、本町としてもやはり西臼杵郡の町村会の取り組みとしてしっかり議論し、できたら歩調を合わせたいなという考えを持っております。

そういったテーマも踏まえて、3町で有害対策協議会なる組織もありますが、なかなかちよっ

と、この会の充実が図られていないというところの状況もあるようですので、再度、担当課も含めて3町で協議し、できる限りその歩調を合わせていくような助成額にしていきたいと思っております。多いにこしたことはないんですが、ただ、先ほどから再三農林課長が申していますとおり、防護柵を含めて、そちらのあたりの取り組みを加速させようという基本的な思いがありますので、そういったことと総合的に連携させながら、助成額等の見直しも図っていきたいと思っております。御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（小笠まゆみ君） 1番、甲斐政國議員。

○議員（1番 甲斐 政國君） 1番、甲斐政國です。被害額もそうですけれども、その頭数です。シシとか鹿の頭数が決して私は減少しているというふうには思いません。

いずれにしても、その猟友会との協議というのが非常に重要になってくるというふうに思われます。いろんな事業に取り組むに当たっても、理解をしていただかなければ、なかなかその協力もいただけないということがございますので、わかりやすく、丁寧に説明をしていただいて、理解を得ながらこの事業は進めていただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（小笠まゆみ君） これで一般質問を終わります。

○議長（小笠まゆみ君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。次回は3月17日午後2時から開会しますので、定刻までに御参集ください。どうも御苦労さまでした。

○事務局長（奥村 和平君） 御起立ください。一同礼。お疲れさまでした。

午前11時26分散会

4 日 目

平成29年第1回五ヶ瀬町議会定例会会議録

(最終日)

平成29年 3月17日

○会議に付した事件

- 日程第 1. 議案第 3 号
五ヶ瀬町ふれあい施設設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 2. 議案第 4 号
五ヶ瀬町監査委員条例の一部改正について
- 日程第 3. 議案第 5 号
五ヶ瀬町情報公開条例の一部改正について
- 日程第 4. 議案第 6 号
五ヶ瀬町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 5. 議案第 7 号
五ヶ瀬町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
について
- 日程第 6. 議案第 8 号
五ヶ瀬町暴力団排除条例の一部改正について
- 日程第 7. 議案第 9 号
五ヶ瀬町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8. 議案第 10 号
五ヶ瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9. 議案第 11 号
五ヶ瀬町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第 10. 議案第 12 号
財産の交換、譲与及び貸付等に関する条例の一部改正について
- 日程第 11. 議案第 13 号
公の施設に関する条例の一部改正について
- 日程第 12. 議案第 14 号
五ヶ瀬町税条例等の一部改正について
- 日程第 13. 議案第 15 号
五ヶ瀬町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 14. 議案第 16 号
五ヶ瀬町町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 15. 議案第 17 号
五ヶ瀬町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について

- 日程第 16. 議案第 18 号
五ヶ瀬町火災予防条例の廃止について
- 日程第 17. 議案第 19 号
平成 28 年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 18. 議案第 20 号
平成 28 年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 19. 議案第 21 号
平成 28 年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 20. 議案第 22 号
平成 28 年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 21. 議案第 23 号
平成 28 年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 22. 議案第 24 号
平成 29 年度五ヶ瀬町一般会計予算について
- 日程第 23. 議案第 25 号
平成 29 年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 24. 議案第 26 号
平成 29 年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 25. 議案第 27 号
平成 29 年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計予算について
- 日程第 26. 議案第 28 号
平成 29 年度五ヶ瀬町介護保険特別会計予算について
- 日程第 27. 議案第 29 号
平成 29 年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 28. 議案第 30 号
町道の認定及び廃止について
- 日程第 29. 議案第 31 号
五ヶ瀬町教育長の任命同意について
- 日程第 30. 発議第 1 号
資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書の提出について
- 日程第 31. 発議第 2 号
議員派遣について
- 日程第 32. 委員会の閉会中の継続調査について

○ 出席議員（9名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番 甲斐 政國 議員 | 2 番 佐藤 成志 議員 |
| 3 番 綾 健一 議員 | 4 番 秋本 良一 議員 |
| 5 番 秋岡 正章 議員 | 6 番 白瀧 徹哉 議員 |
| 7 番 甲斐 松男 議員 | 8 番 甲斐 啓裕 議員 |
| 9 番 小笠まゆみ 議員 | |

○ 欠席議員（なし）

- 地方自治法第121条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長	原田 俊平
教 育 長	島寄善真理
監 査 委 員	菊池 孝男

- 町長の委任を受けて説明のために出席したものは、次のとおりである。

副 町 長	宮崎 信雄	農 林 課 長	田原 昭生
総 務 課 長	小迫 幸弘	建 設 課 長	飯干 喜信
企 画 課 長	岡田 昭治	会 計 室 長	齊家 晃
町 民 課 長	垣内 広好	教 育 次 長	武内 秀元
福 祉 課 長	戸高 勝洋	病 院 事 務 長	廣本 憲史

- 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	奥村 和平
--------	-------

午後 2 時00分開議

○事務局長（奥村 和平君） 御起立ください。一同、礼。御着席ください。

○議長（小笠まゆみ君） ただいまから本日の会議を開きます。

御報告いたします。本日の会議に事前に申請許可を受けたものに限り、取材及び場内写真撮影を許可します。

日程第 1. 議案第 3 号

○議長（小笠まゆみ君） 日程第 1、議案第 3 号五ヶ瀬町ふれあい施設設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本件については、去る 2 月 2 7 日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑がありましたらどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小笠まゆみ君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

討論は省略して、これより起立によって採決します。議案第 3 号五ヶ瀬町ふれあい施設設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小笠まゆみ君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2. 議案第 4 号

日程第 3. 議案第 5 号

日程第 4. 議案第 6 号

日程第 5. 議案第 7 号

日程第 6. 議案第 8 号

日程第 7. 議案第 9 号

日程第 8. 議案第 1 0 号

日程第 9. 議案第 1 1 号

日程第 1 0. 議案第 1 2 号

日程第 1 1. 議案第 1 3 号

日程第 1 2. 議案第 1 4 号

日程第 1 3. 議案第 1 5 号

日程第 1 4. 議案第 1 6 号

日程第 1 5. 議案第 1 7 号

○議長（小笠まゆみ君） 次に、お諮りいたします。日程第2、議案第4号五ヶ瀬町監査委員条例の一部改正についてから、日程第15、議案第17号五ヶ瀬町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正についてまでの14件は、これを一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小笠まゆみ君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号から議案第17号までの14件は、これを一括議題とします。

本14件については、去る2月27日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑がありましたらどうぞ。議案名を示して発言してください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小笠まゆみ君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

討論は省略して、これより起立によって採決します。

議案第4号五ヶ瀬町監査委員条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小笠まゆみ君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号五ヶ瀬町情報公開条例の一部改正については原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小笠まゆみ君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号五ヶ瀬町個人情報保護条例の一部改正については原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小笠まゆみ君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号五ヶ瀬町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小笠まゆみ君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号五ヶ瀬町暴力団排除条例の一部改正については原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小笠まゆみ君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号五ヶ瀬町職員の勤務時間休暇などに関する条例の一部改正については原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小笠まゆみ君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号五ヶ瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小笠まゆみ君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号五ヶ瀬町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正については原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小笠まゆみ君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号財産の交換、譲与、及び貸しつけ等に関する条例の一部改正については原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小笠まゆみ君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号公の施設に関する条例の一部改正については原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小笠まゆみ君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号五ヶ瀬町税条例等の一部改正については原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小笠まゆみ君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号五ヶ瀬町介護保険条例の一部改正については原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小笠まゆみ君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号五ヶ瀬町町営住宅管理条例の一部改正については原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小笠まゆみ君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号五ヶ瀬町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正については原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（小笠まゆみ君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第18号

○議長（小笠まゆみ君） 日程第16、議案第18号五ヶ瀬町火災予防条例の廃止についてを議題とします。

本件については、去る2月27日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑がありましたらどうぞ。5番、秋岡正章議員。

○議員（5番 秋岡 正章君） 5番、秋岡です。一般会計の補正でページ数……

○議長（小笠まゆみ君） 秋岡議員、今、火災予防条例の廃止についての議案です。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小笠まゆみ君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

討論は省略して、これより起立によって採決します。議案第18号五ヶ瀬町火災予防条例の廃止については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（小笠まゆみ君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第19号

日程第18. 議案第20号

日程第19. 議案第21号

日程第20. 議案第22号

日程第21. 議案第23号

○議長（小笠まゆみ君） 次に、お諮りします。日程第17、議案第19号平成28年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第5号）についてから、日程第21、議案第23号平成28年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてまでの5件は、これを一括議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小笠まゆみ君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号から議案第23号までの5件は、これを一括議題とします。

本5件については、去る2月27日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑がありましたら議案名、ページ等を示して発言してください。質疑がありましたらどうぞ。5番、秋岡正章議員。

○議員（5番 秋岡 正章君） 5番、秋岡です。一般会計の補正ですが、ページ数が4ページです。繰越明許費、これ確認のためお尋ねします。年度内に支出の終わらない年に繰り越しというのはよくわかります。そういった中で、この繰り越した理由ですね、繰り越した理由とそして繰り越しすべき財源がやっぱりあるのか、そのところをこの2点、ちょっとお尋ねします。

それから、その次の、ページ数が5ページです。地方債補正です。この補正が1億340万円の減額になっておりますが、この減額についてちょっとお尋ねいたします。

以上です。

○議長（小笠まゆみ君） 総務課長。

○総務課長（小迫 幸弘君） 総務課長です。今、秋岡議員からありました2点についてお答えいたします。繰越明許費につきましては、議員おっしゃったとおり、年度内の事業ができない分について翌年度に繰り越すということでございます。特に今回多いのは、災害復旧事業につきまして国の補助が翌年に回るもの等々が多いもの等でございます。あと、予算の財源につきましても、同じように繰り越し、国庫補助等と、それから県費等々を繰り越しに使うということになっておりますが、実際の、例えば工事請負費、それぞれの各費目につきましては、専決予算等々で改めて、いわゆる、さらに詳しい繰り越しの報告をするということで、予算立てをするということになっております。

それから、起債補正ですけれども、こちらにつきましても、災害復旧事業債のほうで翌年に繰り越すということで翌債として取り扱うということになりましたので、その分が大幅に減額補正としております。

以上です。

○議長（小笠まゆみ君） ほかにありませんか。1番、甲斐政國議員。

○議員（1番 甲斐 政國君） 1番、甲斐政國です。議案第19号一般会計補正予算でございますけれども、当初、説明のときに、事業が確定しつつあること、そしてまた国の補正によるものというような説明を受けておりましたけれども、17ページの予防費でございますけれども、予防接種の委託料300万円というのが減額になっております。この国の予算の関係で減額になったものなのか、そうであれば、そのために町民に影響は出なかったのかどうか。また、予防接種を受けなかったための減額なのかどうか。そうであればその理由は何であったか。その点についてお伺いしたいと思います。

それでまた、同じように、19ページの林業振興費の委託料の有害獣捕獲指導員設置事業、こ

れで109万円が減額になっておりますけれども、その件についてもお伺いいたします。

そして、もう一件、22ページ教育費でございます。学校管理費工事請負費の665万5,000円の減額、それから保健体育施設費の工事請負費の421万円の減額、その内容についてもお伺いしたいと思います。

○議長（小笠まゆみ君） 福祉課長。

○住民福祉課長（戸高 勝洋君） 福祉課長です。甲斐政國議員の予防接種費用の減の件ですが、当初予定していました児童数よりも少なかったということでの減額でございます。接種対象児童数が少なかったということでの減額になっております。

○議長（小笠まゆみ君） 福祉課長、マイクを近づけていただけますか。

農林課長。

○農林課長（田原 昭生君） 農林課長です。甲斐政國議員の委託料、有害獣捕獲指導員設置事業の減額についてお答えします。

当初、この委託料は2名の12カ月分で予算の計上をしておりました。実施のほうは1名の7カ月分にしておるということで、その分の減額であります。

以上です。

○議長（小笠まゆみ君） 教育次長。

○教育次長（武内 秀元君） 教育次長です。甲斐政國議員の一般会計補正予算22ページにつきましてお答えいたします。

小学校の学校管理費工事請負費665万5,000円の減額ですが、坂本小学校の校舎の屋根の改修の事業、それと三ヶ所小学校の浄化槽設置事業の入札の残になります。それから、保健体育施設費の工事請負費421万円の減額ですけれども、これはGパーク多目的広場のナイター設備のLED取りかえの入札の残ということになります。

以上です。

○議長（小笠まゆみ君） 1番、甲斐政國。

○議員（1番 甲斐 政國君） わかりましたけれども、その予防接種の関係で児童数が少なくなったというのは、児童数ちゅうのはあらかじめわかっていたというふうに思うんですが、町内の児童数はですね。その対象にならなかった方がいらっしゃったということなのかどうか。そこらが少し気になるところです。だから、そこを少し教えてください。

それから、有害獣捕獲指導員設置事業、これ最終的には森林組合、それから猟友会との協議の中で進められてきたというふうに思うんですけれども、結果的には1名だったということで、新年度の予算も1名しかしてございませんけれども、これをもう少し、いわゆる森林組合、猟友会と協議して2名体制でやっていくというような、そういう検討とかはなされなかったんでしょう

か。それについてお伺いします。

○議長（小笠まゆみ君） 福祉課長。

○住民福祉課長（戸高 勝洋君） 福祉課長です。甲斐政國議員さんの質問にお答えいたします。

当初予算においては、対象予定者数は予定で上げておりました。ただ、実際に医療機関において接種した児童数が少なかったということがございます。医療機関のほうから請求者があってまいりますので、その金額でお支払していただくんですが、余った金額を今回減額したということがございます。

以上です。

○議長（小笠まゆみ君） 農林課長。

○農林課長（田原 昭生君） 農林課長です。甲斐政國議員の御質問ですけど、有害捕獲員設置事業につきましては、当初は、先ほど言いましたように、町の考えとしては2名体制で1年間ということを考えておったんですけど、猟友会等の支部長さんとの協議を重ねた結果、1名ということになっています。

新年度予算につきましては、予算審査のほうでも御説明申し上げたところですけど、今のところ1名の7カ月ということで組んでおります。

以上です。

○議長（小笠まゆみ君） よろしいですか。

ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小笠まゆみ君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

討論は省略して、これより起立によって採決します。議案第19号平成28年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小笠まゆみ君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成28年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小笠まゆみ君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成28年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小笠まゆみ君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号平成28年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小笠まゆみ君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号平成28年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小笠まゆみ君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22．議案第24号

日程第23．議案第25号

日程第24．議案第26号

日程第25．議案第27号

日程第26．議案第28号

日程第27．議案第29号

○議長（小笠まゆみ君） 次に、お諮りします。日程第22、議案第24号平成29年度五ヶ瀬町一般会計予算についてから、日程第27、議案第29号平成29年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計予算についてまでの6件は、これを一括議題といたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小笠まゆみ君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号から議案第29号までの6件は、これを一括議題とします。

本6件については、去る3月6日、各常任委員会に付託し、審査を行っておりますので、審査の結果について各委員長から報告を求めます。

まず、総務農林常任委員長、秋本良一議員、御登壇願います。

○総務農林常任委員長（秋本 良一君） 平成29年度総務農林常任委員会予算審査の報告をいたします。

本定例議会において付託を受けました平成29年度一般会計予算中、総務課、農林課、企画課、建設課、議会事務局会計室、及び簡易水道特別会計について審査報告をいたします。

審査につきましては、全委員出席のもと、慎重な審査の結果、付託を受けた事項については承認することといたしました。

各課の審査内容につきまして委員会で審議、主な事項を報告をいたします。

まず、財政関連でございます。

一般会計総額は36億4,000万円、前年比2.88%の増となっております。内訳の主なものは、総務費6億3,561万8,000円、民生費7億3,664万1,000円、農林水産業費5億8,024万5,000円などです。

総務課であります。一般管理費は、人件費及び共済費等の義務的経費が主なものであります。また、新規事業として消費者行政活性化負担金23万4,000円が計上され、西臼杵3町、延岡市において住民の相談を受けられることになり、事務所は延岡市男女共同参画センター内となります。

無線管理費は、機器保守委託料205万2,000円の計上では、メンテナンスに期待が持てます。また現在に無線機は平成34年10月までの期間内使用となっており、早期にデジタル化を計画し、町内全家庭に確実な情報の提供を望みます。

財産管理費は、委託料436万3,000円、役場庁舎内の耐震診断の実施が予定をされております。

企画費は、光ケーブル施設補助金1億1,300万円、平成29年度で工事完了し、民設民営での運営により町内全域での利用が可能となり、総合的な利活用が望まれます。

町民センター管理費の町民センター基本計画策定業務委託料621万円は、施設の耐震診断が終了したことにより、今後の改修または建設の判断材料となり、町民が集うセンターとして安全性・利便性が求められることとなります。

災害対策費の新規事業費689万1,000円は地域防災計画の策定委託料であります。近年の想定を上回る災害の発生時においても大いに役立つことと思います。地域ごとの詳細な計画を期待いたします。

消防施設費は、防火水槽3基の計画ではありますが、無蓋化防火水槽を有蓋化することでの安全面の向上からも引き続き要望いたします。

農林課であります。平成29年度予算額は5億8,024万5,000円で、前年比3.62%の減となっております。

農業委員会費では、農業委員10名、農地利用最適化推進委員8名、計18名により今後の農地利用の推進あるいは認可等の調査として計上され、遊休地対策等の協議が活発に図られるものと期待をいたします。

地域農政対策事業費の新規事業で、農業振興地域全体を見直す基礎調査業務の現地調査として917万円、平成30年度に整備計画が策定され、農振地域の見直しが行われます。

補助事業対象に該当しない事業の支援策は、生産力、所得向上対策事業として平成29年度から平成31年までの3カ年間に、年に100万円の計上により、生産力のアップ、所得の向上、

安全な農作業へつながることが期待されます。

青年就農給付金事業補助金の1,200万円は、新規就農者1人当たり150万円の8名分の予算が計上され、若い就農者育成を目指して町の農業活性化に尽力を賜りたいと思います。

中山間地域等直接支払い交付金9,214万4,000円は、耕作放棄地の発生防止や多面的機能等充実を目的として、第4期集落58協定、面積462ヘクタールでの対応であります。また、超急傾斜加算追加事業にもより、範囲が広く活用できるようになっております。

畜産事業費では、繁殖センター活用促進対策事業として21万2,000円が計上され、繁殖センター利用者への支援が行われます。

飼料作物生産機械導入として225万3,000円、これは地域農業サポート体制支援事業により改善が目指されます。

遊休地または農地の複合的利用として、放牧牛の施策についての協議もこれからの重要な課題であると思いますので、建設的に取り組まれることを切望いたします。

林業振興費は、林業施業支援事業補助金1,000万円が計上され、造林、下刈り、間伐に対する支援で、再造林等への効果を望みますが、現に伐採面積と造林面積の格差があり、山林災害防止の観点からも事業費拡大に抜本的な施策を求めます。

有害鳥獣被害防止総合支援事業2,198万2,000円では、防護柵整備の資材代支援があり、有効な利用として早期の配付を望むものであります。

しいたけ特用林産物生産基盤強化で生産施設1,044万1,000円が計上してあります。生産性の向上に役立つことでありますが、生産者は減少傾向にある現状で、種コマ等に対する支援についても引き続き要望をお願いいたします。

作業路開設といたしまして145万円、生コン舗装に448万1,000円、山林の手入れ、搬出コストの軽減が図られ利用促進に期待が持てます。

林業施設災害復旧事業、大石越線の3,000万円は、林業生産者を初め一般通行車両の利便性にも影響があることから、早期完成が待たれます。

地籍調査費7,690万4,000円は、進捗率71.1%、面積は2.88キロ平方メートルの予定となっており、諸事情考慮により早期完了を切望いたします。

林道維持費では、林道の草刈りが現状で厳しい地区もあることから見直しの検討をされるようお願いをいたします。

続いて、企画課であります。地域づくり支援事業補助金は、14行政区へ公布され、区単位での取り組みや大字ごとの事業として地域全体の活性化をめざした計画にも期待をいたします。

人づくり支援事業費200万円は、研修視察等により見聞を広め、町の振興に大いに利用が望まれ、また行政指導での活用を提案をいたします。

地域おこし協力隊員設置事業の805万1,000円は、当初は2名、夏季に1名の計3名の採用が計画されておりますが、本事業採用者の町内定住につながるよう受け入れ体制の環境整備を切望いたします。

ふるさと応援寄附事業450万円が計上され、返礼品として寄附見込み2,000万円とし、そのうち1,500万円を想定しての計画であります。多くの利用を促す取り組みが求められます。

移住・定住促進事業補助金は2戸で40万円であります。空き家修繕での補助金交付となっておりますが、現在の手法だけでなく貸主との契約設立が前提条件で、部分的にリフォームをして希望者に見学してもらうことも一つの手段として提案をいたします。

地方創生事業では、買い物弱者対策として移動販売支援に150万円が予算化され、買い物の利便性向上が図られ、行き届いたサービスであります。商工会会員との共生の配慮が必要であり、今後協議の上推進されますようお願いをいたします。

総合交通対策費はコミュニティバス運行委託料2,590万円であります。乗車率は年々減少傾向にあることから、運行経費等考慮の上、バスの小型化及び運行時間の見直し、あるいはタクシーでの相乗料金補助等々、事業運営の転換期ではないかというふうに思いますが、十分に検討されることを望みます。

観光協会補助金700万円は、職員採用としても計上されておりますが、観光協会の円滑な運営が図れるよう早期に人員確保されることを望みます。

高千穂峡ツーリズム協会負担金150万円は、設立から3カ年は県費補助でありましたが、平成27年度からは一般財源のみであり、事業の取り組み内容を考慮し、関連町村との見直し協議を要望いたします。

委託料は、ワイナリーが1,000万円、木地屋が1,000万円、スキー場が1,500万円の計上ですが、各施設ともに経営改善へ向けた粉骨砕身に努力され、その成果も上がっており、町の顔として地場産業の雇用場として安定経営にさらに邁進されることを切望いたします。

続いて建設課であります。農地費は前年比24%の減となり、土木費は2%の増での当初予算ですが、国費による変動が考えられます。また、土木災害復旧費は36.73%の増で、熊本地震、集中豪雨災害対策が主なもので、耕地災害の施設以外は激甚災害指定により個人負担の軽減が図られ復旧工事が行われます。

新規事業で、農業基盤整備促進事業の矢惣園、寺村、上の原が2,300万円、また道の上1,000万円により農道、用水路の整備が行われ、特に用水路の漏水防止は一日も早い完成が待たれます。

多面的機能支払い交付金1,240万円は、用水路、農道の維持管理として大いに活用され、生産性向上が期待されることから、十分な告知が望まれます。

県営中山間地域総合整備事業1,635万円、大石、荒谷用水路に営農飲雑用水整備計画作成が兼ヶ瀬地区において、土生地区では施設整備に2,000万円ほど計上され、営農飲雑水施設の普及も着々と行われております。

土木費では、社会資本整備交付金事業中、主な事業といたしまして、立壁高畑線の橋梁上部工に1億4,400万円、廻渕川曲線に1,100万円、道の上笠部線に1,000万円などです。また、法的な措置による町内全箇所橋梁定期点検1,000万円が町内126橋のうち25橋の点検が実施をされます。

赤谷中央線の歩道改修に向けた委託料400万円が計上され、将来において歩行者の安全が確保され、特に夜間に安心して通れるようになることを望みます。

河川総務費の委託料501万円は、町内一円の土砂災害ハザードマップ作成事業で、予測不可能な事態の発生においても人命を守れる手段として有効な活用が望まれると期待をいたします。

会計室です。歳入は預金利子及び株主配当金で、歳出は経費が主なものであります。

各課の準公金、通帳、保管は引き続き管理の徹底をお願いをいたします。

議会事務局です。議会需用費、広報「議会だより」印刷費が契約変更により減額となりました。備品購入費17万3,000円は、議場用のオーディオレコーダー1台の更新費用であり、会議録作成の効率化が図られます。

監査委員費は、前年度に対し研修費の変更により18万2,000円の減となっております。

簡易水道特別会計です。町簡易水道運営管理費1,600万円は、遠方監視システム設置委託料であります。現在、町営簡易水道事業は5地区ありますが、今後施設はさらに増加するため、異常事態発生時の対応が後手にならないよう施設の監視をパソコン及び携帯電話で確認できるシステムを構築するもので、特に生活に直接かかわる事態に迅速な対応が期待されるものであります。

五ヶ瀬中学校配水管布設には3,000万円ほどの予算が計上してあり、廻渕簡易水道高畑配水地から安定した供給が確保されるようになります。

現在、小規模水道施設を含めると80.7%の普及率であり、残り22地区あり、要望も多く高齢化も考慮し、早期完了を切望いたします。

合併処理浄化槽設置事業の普及率は、平成3年度から26年度までで74%となっておりますが、当地は五ヶ瀬川の源流域でもあり、普及率100%を目標に補助率、管理費等の検討も視野に入れて競技されることを望みます。

以上のとおり、予算審査報告といたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小笠まゆみ君） 次に、文教福祉常任委員長、白瀧徹哉議員、御登壇願います。

○文教福祉常任委員長（白瀧 徹哉君） 文教福祉常任委員長の白瀧徹哉でございます。平成29年度文教福祉常任委員会予算審査報告を行います。

本定例議会において付託を受けました平成29年度一般会計予算中、町民課、福祉課、教育委員会の所管する事項、国民健康保険特別会計、国民健康保険病院事業会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計について審査報告をいたします。

審査については、全委員出席のもと、慎重な審査の結果、付託を受けた事項については承認することといたしました。各課の審査内容について委員会で審議、主な事項を報告いたします。

まず、町民課であります。歳入、町税の町民税、固定資産税、軽自動車税については前年度に比べて増額の見積もりで、市町村たばこ税は減額での計上です。要因として個人所得の増、軽自動車税税率改正に伴い税額が確定したことによるものであります。

歳出であります。税務総務費の中に、その他、宅地評価法地区の土地評価調査の委託料が計上されました。

3カ年をかけて町内全域の雑種地等の調査を行い、適正な評価を算出することが目的で、33年度から課税実施となりますことから、固定資産税とあわせて税収の増につながるものと思います。

また、町税等収納率向上を図るために、町税等収納率向上対策委員会が昨年設置されました。町の財源確保と公平公正な行政運営を推進するために、関係者が一丸となって対策に当たっていただくよう期待します。

次に、福祉課であります。歳入、分担金及び負担金が町内保育通園児分については、子ども・子育て支援法の改定により、多子世帯軽減が拡充されたこと、町外居住園児受け入れ分については、預かり児童の年齢が上がったことにより保育料単価が下がったため、あわせて287万8,000円が前年に比べ減額となっております。

民生費国庫補助金が前年度に比べて671万1,000円減少しているのは、臨時福祉給付金が28年度繰越分を除いて終了となったためであります。

五ヶ瀬町応援基金から230万円の繰り入れがあります。旧熊本信用組合施設の内外修繕費に充当されます。改修により施設の利便性を高め、町民のふれあい施設として有効に活用が図れることが期待されます。

歳出であります。地方創生事業で総務費の地域振興費で出産祝い金賞賜金、地域福祉支援システム保守委託料、リース料が計上されました。災害対策基本法の改定により、避難行動要支援者名簿の整備が必要となっており、現行の避難行動要支援者システムでは管理できていない項目の追加をするため、バージョンアップを図ることで災害時の連携対応がとられ、不安解消につなが

ることが期待されます。妊婦健診交通費助成、不妊治療助成、産婦健診助成も昨年同様の計上です。

出生数が減少している中、出産祝い金制度に加えて、五ヶ瀬町で結婚、子供を産み育てていただく、切れ目のない子育て負担軽減策を講じることを、今後しっかりと検討いただきたいと思います。

社会福祉費総務費の中で、社会福祉協議会、共生型福祉施設への補助金を初め、介護給付、訓練等給付事業費、また国民健康保険特別会計に繰出金があります。

共生型福祉施設ぬくもりでは、日中一時支援事業を始めたことで増額となっておりますが、家族の方の一時的な休息と見守り等の軽減が図られることとなります。

保育現場では出生数が減少傾向にある中に、保育料の軽減措置、預けやすくなっていることから、入所児童が増加傾向にあります。特にゼロ歳未満児の希望も多いことから、保育士不足に苦慮されております。先生方としっかり連携をとられ、対策を講じるが必要と思われま

す。中央保育所園児送迎バスは利用者が減ったことから1台での対応となっております。

次に、教育委員会であります。歳入、教育総務費、小学校費、社会教育費で昨年度に比較し、若干の増減はありますが、大きな動きはありません。

教育総務費で、佐伯勝元教育基金事業より町内児童生徒の海外派遣研修が組まれております。引率を含め10名程度の見込みです。海外研修は単に見聞を広めるだけでなく、世界観を子供が養うことで将来大きく成長することが期待されます。事業の継続を願います。

保健体育費の中で、Gパークイベント広場照明取りかえ工事が実施されます。

歳出であります。教育総務費で、複式学級の解消のための町費負担、教職員4名分、学級支援員1名分が町費で雇用されます。

佐伯勝元教育基金事業から、中学生修学旅行時の芸術鑑賞費を助成されます。日ごろ芸術鑑賞に接することの少ない生徒たちが芸術鑑賞を通して豊かな感性を養うことで大きく成長することができると思われま

す。小学校費で坂本小学校体育館の屋根防水工事が行われます。その他、三小給食室トイレの洋式化を初め、町内4小学校での校舎老朽化の修繕が行われます。大規模な改修には多額の費用を要することから、補助金活用を視野に今後も十分検討いただきたいと思います。

また、昨年五ヶ瀬中学校の校舎グラウンドの大型改修がおおむね完了しましたが、さらなる利便性を図る上で、生徒や町民利用者からもグラウンド内のトイレ設置の希望も多く、早急に対応されることを願います。

国民健康保険特別会計であります。歳入、総額は7億5,978万円で、前年度と比較して0.34%の減額予算です。国民健康保険税の被保険者数は減少、資産においては減額となりま

すが、近況の滞納分を予算に計上したことで増額予算となっております。

本年度は準備積立金より1,000万円の繰り入れがあります。また、県の特別調整交付金に医療費地域差指数やレセプト点検効果で収納実績が反映されることから増額です。

歳出、総務管理費は前年比449万3,000円の増で、平成30年度に運営主体が都道府県かさされることによるシステム改修の費用であります。

保険給付費は歳出全体の55%を占めており、中でも療養給付費、高額医療費の高騰が大きく反映します。病気の早期発見につながる特定健診に地域差が出ております。特定健診率の底上げを図り、早期発見、重症化を防ぐことが全体の保険税を押さえることにつながってまいります。町民へのさらなる周知と協力をお願いいたします。

国民健康保険病院事業会計であります。医師、職員数は再任用を含め、昨年と同じ状況であります。常勤医師2名体制が続いていることや人口減少が進んでいることで、病院運営に支障が出てきておりますが、昨年、熊本大学医学部、高千穂町国民健康保険病院より医師を招聘し、診療を行ったことなど、外来、入院患者数が若干増加傾向にあります。医師確保が非常に厳しい折、隣接する病院間の広域連携は運営上、今や不可欠となっております。地域医療構想の中では、病床数削減が設けられ、また介護病床については廃止猶予期間措置が設けられたとのことではありますが、それには薬剤師の確保が必須の条件と伺っております。医師、薬剤師確保の障壁に都市部との給与差も考えられることから、条件を整え効果的な対策を講じ、要望を強化することが最重要と思われま。

繰入金として、病院事業会計に一般会計より1億円、国民健康保険事業会計から184万4,000円の繰り入れがあります。建設改良費で血液凝固分析装置と精密度体重計が購入されます。

未収金の状況であります。平成28年において、件数、未収金額ともに若干減っておりますが、平成22年以前の固定化している未収金が多いことから、個々の状況を精査していただき効果的な対策を講じていただくようお願いいたします。

介護保険特別会計であります。歳入は4億9,961万8,000円で、前年度に対し529万5,000円減額予算です。現在65歳以上の被保険者の方が1,600人、そのうち250人余りが要支援、要介護認定者であります。6期で保険料を上げたこと、給付費が思ったより伸びなかったことにより、大きな伸びはありません。

国が進めている予防事業重視について、要支援もしくは同程度の状態から要介護状態へと移行することを防ぐための事業展開は、保険給付費の伸びを抑制するとともに、将来的に人口減少、また高齢化の進行に備えるために最も重要になるものと考えます。

後期高齢者医療特別会計であります。歳入歳出総額で7,237万7,000円は、前年度に比

較して2,039万2,000円でありますが、39.23%増で、保険料繰入金の増によるものです。

歳出は後期高齢者医療広域連合納付金で94.14%を占めております。連合会が保険者であるため、ほとんど支障は出ておりません。

以上のとおり、予算審査報告といたします。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小笠まゆみ君） これで、各常任委員長の報告が終わりました。

これから各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小笠まゆみ君） 質疑がないようですから、各常任委員長に対する質疑を終結いたします。

討論は省略して、これより起立によって採決いたします。

議案第24号平成29年度五ヶ瀬町一般会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小笠まゆみ君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号平成29年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小笠まゆみ君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号平成29年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小笠まゆみ君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号平成29年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小笠まゆみ君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号平成29年度五ヶ瀬町介護保険特別会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小笠まゆみ君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号平成29年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（小笠まゆみ君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28. 議案第30号

○議長（小笠まゆみ君） 次に、日程第28、議案第30号町道の認定及び廃止についてを議題とします。

本件については、去る2月27日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑がありましたらどうぞ。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小笠まゆみ君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

討論は省略して、これより起立によって採決いたします。

議案第30号町道の認定及び廃止については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（小笠まゆみ君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第29. 議案第31号

○議長（小笠まゆみ君） 次に、日程第29、議案第31号五ヶ瀬町教育長の任命同意についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。議案第31号五ヶ瀬町教育長の任命同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

教育長の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得るといふこととされております。

現教育長の島寄善真理氏が平成29年3月31日をもって退任の意向を示されたことにより、猪野貴一氏に御尽力いただきたく要請いたしましたところ、内諾を得ましたので、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期につきましては、島寄氏の残任期間である平成29年4月1日から平成30年10月1日までとなります。

猪野貴一氏の略歴は、お手元の資料のとおりであります。人格、識見ともに本町の教育行政に携わっていただくものとして適任者と考えます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（小笠まゆみ君） ただいま提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑がありましたらどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小笠まゆみ君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

討論は省略して、これより起立によって採決いたします。

議案第31号五ヶ瀬町教育長の任命同意については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小笠まゆみ君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第30. 発議第1号

○議長（小笠まゆみ君） 次に、日程第30、発議第1号資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提出者秋本良一議員、趣旨説明を求めます。

○議員（4番 秋本 良一君） 総務農林常任委員長の秋本良一です。発議第1号支援循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書の提出について趣旨説明を申し上げます。

森林吸収減対策の財源の確保については、与党税制改正大綱において長年の要望であった安定財源の確保に向けて、ある程度の道筋が示されました。間伐などの森林整備を推進することは京都議定書の我が国の目標達成やパリ協定での我が国の約束草案達成につながることで、そして森林整備とともに生産された木材の素材利用やエネルギー利用を推進することで国土保全などの森林の公益的機能の発揮や山間地域の雇用、所得の拡大による地方創生にも大きく貢献いたします。

加えて、本町の第5次総合計画の重点戦略の一つである循環型社会、低炭素社会の実現に上げる新たなビジネスの創出と地域経済活性化及びその実施計画となる五ヶ瀬町スマートライフプランの5つの施策の実現に向けての確実な後押しとなると思われま。

森林の果たす役割の重要性を踏まえ、資源循環型林業を確立し、林業の成長産業化による地方創生を実現するために、森林吸収減対策の財源の確保を強く要望し、この意見書を提出することに御賛同をお願いし、趣旨説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（小笠まゆみ君） ただいま趣旨説明が終わりました。これから、ただいまの趣旨説明に対する質疑に入ります。質疑がありましたらどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小笠まゆみ君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

討論は省略して、これから起立によって採決します。

発議第1号資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（小笠まゆみ君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31. 発議第2号

○議長（小笠まゆみ君） 次に、日程第31、発議第2号議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣につきましては、会議規則第122条の規定により、お手元に配付しておりますとおりに派遣することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小笠まゆみ君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しておりますとおりに、議員を派遣することに決定しました。

次に、日程第32、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

お諮りします。各常任委員会委員長及び特別委員会委員長並びに議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおりに、閉会中の継続調査の申し入れがありました。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小笠まゆみ君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付された議事の全部を終了いたしましたので、会議を閉じます。

議員各位におかれましては、去る2月27日開会以来、19日間にわたり熱心に御審議をいただき、まことにありがとうございました。

町長を初め、町当局の皆様には、会期の間、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただきありがとうございました。

議員各位から述べられました意見なり要望事項につきましては、特に御配慮いただき、執行の上に十分反映されますよう、お願いを申し上げます。

ここで町長の挨拶をお願いいたします。町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。本定例会終了に当たりまして、執行部を代表し一言御挨拶を申し上げます。

まずは、本定例会に御提案申し上げました全ての案件につきまして、御承認をいただきありが

とうございました。特に、平成29年度の新年度予算につきましては、第5次総合計画の重点戦略の実現と国が進める地方創生加速の戦略実現に向けて、限られた財源の中での予算編成をさせていただきます。

今後とも町議会とも十分に協議を重ねながら、地域や町民の要請に答えていく努力を重ねていく覚悟であります。

さて、五ヶ瀬ハイランドスキー場も昨シーズンの厳しい状況から、町民一丸となって脱却したいという思いで、私自身、今期の営業をラストチャンスと表明し、スタッフ一丸となって今期の営業に取り組んでまいりました。その結果、売り上げのアップと経費の削減による経営改善は確実に進んだものと考えています。今後は会社内部での協議は当然のこととして、議会の皆様とも十分に協議を重ね、五ヶ瀬町の、九州の貴重な資源であるスキー場のあり方について検討を進めてまいりたいと考えております。

それから、今月をもちまして、島寄教育長が退任をされ、宮崎県教育委員会に帰任されます。また、長きにわたり町土木行政に尽力いただきました飯干建設課長も定年退職されます。お2人につきましては、最後の定例議会となりました。まずはお2人の五ヶ瀬町行政運営の御尽力に町長として心からお礼を申し上げます。

また、小笠議長を初め、議員の皆様方にはお2人に対しまして一方ならぬ御指導、御支援を賜り今日を迎えることができましたことを、私のほうからも感謝を申し上げる次第であります。議員各位におかれましても町民と行政が一体となったまちづくりに向けて、引き続き、私も行政運営に特段の御協力と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、何かとあわただしい年度末を迎えます。議員の皆様方にはくれぐれもお体御自愛の上、それぞれの地域で、そしてそれぞれの立場で御活躍されることを御祈念申し上げ、定例会終了に当たっての執行部を代表しての挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小笠まゆみ君） 町長には丁重なお挨拶を賜りありがとうございました。

これをもちまして、平成29年第1回五ヶ瀬町議会定例会を閉じます。どうも御苦労さまでした。

○事務局長（奥村 和平君） 御起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午後3時10分閉会

○ 平成29年第1回定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第 3号	五ヶ瀬町ふれあい施設設置及び管理に関する条例 の制定について	3月17日	原案可決
議案第 4号	五ヶ瀬町監査委員条例の一部改正について	3月17日	原案可決
議案第 5号	五ヶ瀬町情報公開条例の一部改正について	3月17日	原案可決
議案第 6号	五ヶ瀬町個人情報保護条例の一部改正について	3月17日	原案可決
議案第 7号	五ヶ瀬町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	3月17日	原案可決
議案第 8号	五ヶ瀬町暴力団排除条例の一部改正について	3月17日	原案可決
議案第 9号	五ヶ瀬町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	3月17日	原案可決
議案第10号	五ヶ瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	3月17日	原案可決
議案第11号	五ヶ瀬町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について	3月17日	原案可決
議案第12号	財産の交換、譲与及び貸付等に関する条例の一部改正について	3月17日	原案可決
議案第13号	公の施設に関する条例の一部改正について	3月17日	原案可決
議案第14号	五ヶ瀬町税条例等の一部改正について	3月17日	原案可決
議案第15号	五ヶ瀬町介護保険条例の一部改正について	3月17日	原案可決
議案第16号	五ヶ瀬町町営住宅管理条例の一部改正について	3月17日	原案可決
議案第17号	五ヶ瀬町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について	3月17日	原案可決
議案第18号	五ヶ瀬町火災予防条例の廃止について	3月17日	原案可決
議案第19号	平成28年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第5号）について	3月17日	原案可決
議案第20号	平成28年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について	3月17日	原案可決
議案第21号	平成28年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について	3月17日	原案可決
議案第22号	平成28年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）について	3月17日	原案可決

議案第 23 号	平成 28 年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について	3 月 17 日	原案可決
議案第 24 号	平成 29 年度五ヶ瀬町一般会計予算について	3 月 17 日	原案可決
議案第 25 号	平成 29 年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計予算について	3 月 17 日	原案可決
議案第 26 号	平成 29 年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計予算について	3 月 17 日	原案可決
議案第 27 号	平成 29 年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計予算について	3 月 17 日	原案可決
議案第 28 号	平成 29 年度五ヶ瀬町介護保険特別会計予算について	3 月 17 日	原案可決
議案第 29 号	平成 29 年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計予算について	3 月 17 日	原案可決
議案第 30 号	町道の認定及び廃止について	3 月 17 日	原案可決
議案第 31 号	五ヶ瀬町教育長の任命同意について	3 月 17 日	原案同意
発議第 1 号	資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書の提出について	3 月 17 日	原案可決
発議第 2 号	議員派遣について	3 月 17 日	承認

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員